【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年6月27日

【事業年度】 第16期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

【会社名】 オイシックス株式会社

【英訳名】 0isix Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 髙島 宏平

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田一丁目13番12号

【電話番号】 03-5447-2688 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部本部長 長谷川 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田一丁目13番12号

【電話番号】 03-5447-2688 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員管理本部本部長 長谷川 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次		第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	,	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
売上高	(千円)	6,096,550	6,971,391	8,210,274	12,609,711	14,575,971
経常利益	(千円)	305,719	244,898	340,192	596,488	733,603
当期純利益	(千円)	176,764	156,690	196,783	331,953	339,063
持分法を適用した場合の投 資損失()	(千円)	-	-	27,246	53,303	35,579
資本金	(千円)	324,300	324,300	324,300	324,300	808,260
発行済株式総数	(株)	44,632	1,115,800	1,115,800	1,115,800	5,468,200
純資産額	(千円)	845,824	1,002,515	1,199,298	1,531,252	2,838,235
総資産額	(千円)	1,704,206	1,876,876	2,340,838	3,401,677	4,712,378
1株当たり純資産額	(円)	18,951.08	898.47	268.71	343.08	519.04
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当 額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	3,960.48	140.42	44.09	74.38	72.09
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	71.40
自己資本比率	(%)	49.6	53.4	51.2	45.0	60.2
自己資本利益率	(%)	23.3	17.0	17.9	24.3	15.5
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	48.2
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	241,014	452,889	581,859
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	284,207	529,037	467,950
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	-	-	1,634	1,744	956,255
現金及び現金同等物の期末 残高	(千円)	-	-	906,601	828,708	1,959,136
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	91 (133)	98 (147)	106 (177)	135 (225)	163 (234)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 3.第12期から第15期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 4.第12期から第15期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 - 5. 平成21年7月1日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。

EDINET提出書類 オイシックス株式会社(E27260) 有価証券報告書

- 6.第14期以降の財務諸表につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第12期及び第13期の財務諸表につきましては、当該監査は受けておりません。
- 7.第15期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号平成22年6月30日)を適用しております。

平成24年11月12日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行いましたが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年月	事項
平成9年5月	インターネット通信販売関連事業を主要事業として、東京都品川区に資本金3,000千円にて有限会社
	コーヘイを設立
平成12年3月	株式会社へ組織変更
平成12年6月	オイシックス株式会社に商号変更
平成12年9月	食材の安全性を学識経験者と主婦が監査する第三者機関「食質監査委員会」を設置
平成12年10月	食品販売サイト「Oisix(おいしっくす)」を通じた食品宅配事業(EC事業)を開始
平成13年7月	乳販店等を通じた食品宅配事業を開始
平成13年11月	業務拡大に伴い、物流センターを神奈川県海老名市に設置
平成14年6月	EC事業において定期購入サービス「おいしっくすくらぶ」を開始
平成16年 6 月	株式会社ニッセン(現 株式会社ニッセンホールディングス)と事業提携契約を締結
平成17年11月	第9回「オンラインショッピング大賞(日本オンラインショッピング大賞実行委員会主催)」グラン
	プリを受賞
平成19年1月	「2006CRMベストプラクティス賞(CRM協議会主催)」日本商工会議所賞受賞
	第1回「ドリーム・ゲート・アワード2007(財団法人ベンチャーエンタープライズセンター主催)」
	受賞
平成19年12月	「ハイ・サービス日本300選(サービス産業生産性協議会主催)」受賞
平成20年11月	第8回「ポーター賞(一橋大学大学院国際企業戦略研究科主催)」受賞
平成21年12月	「Oisix香港」をグランドオープンし、海外事業を開始
平成22年6月	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)と資本提携契約・合弁契約を締結
平成22年11月	東京都渋谷区の恵比寿三越店内において実店舗第1号店の営業開始
平成23年 1 月	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)との合弁会社である株式会社ごち
	まるが営業開始
平成23年3月	東京都世田谷区の二子玉川ライズ内において実店舗第2号店の営業開始
平成23年11月	花とグルメのオンラインギフトショップを運営する株式会社ウェルネスを株式取得により完全子会社
	化
平成24年4月	株式会社ウェルネスを吸収合併
平成24年6月	業務拡大に伴い、物流センターを神奈川県海老名市に大規模化移転
平成25年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

当社グループは、当社と、関連会社である株式会社ごちまるにより構成されております。なお、平成23年11月に株式取得により完全子会社化した株式会社ウェルネスについては、平成24年4月1日付で当社に吸収合併したため、子会社はありません。

当社は、PCやモバイル(スマートフォンを含む携帯電話)からインターネットを通じてお客様より注文を受け、食品(青果物・加工食品)のほか生花・雑貨などを宅配するEC(Electric Commerce)事業を主力としております。また、乳販店等(主として乳販店のほか、酒販店、米穀店等を含む。)を通じて受注し商品を宅配する事業や、主に青果物を取り扱う小型の実店舗を2店舗運営し、来店したお客様向けに販売する小売事業等のその他事業も行っております。

一般に、消費者向けに食品の宅配を行うサービス、特に農薬・化学肥料や各種の食品添加物の使用に配慮した安全性の高い食品の宅配を行うサービスとしては、生活協同組合による共同購入・個別宅配や、いわゆる市民運動を母体とする各社によるカタログ等を通じた通信販売などがあります。

そうした中、当社においては「消費者からの視点」を最も重視し、「より多くの人が、豊かな食生活を簡単に送れるようなサービスの提供を行う」ことを自らの企業理念・存在価値としております。この中で「豊かな食生活」を「安全なものを安心して食べ、美味しさに感動し、それを家族や友達と楽しく共有でき、結果健康なからだになる食生活のこと」と定義し、お届けする商品の安全性はもとより、その食味やサービスとしての利便性にも配慮した事業運営を行っております。

当社は、実質的な創業年である平成12年よりインターネットを経由した自社運営のWebサイトでの販売を行っており、実店舗での商品購入に比較して地理的な制約や営業時間等の制約がなく、多種多様な商品から購入商品を選ぶことができ、かつ指定された日時に自宅までお届けするといったECの特長を活かしたサービスを展開しております。このためEC事業においては、食品の安全性に対する意識が高いことはもとより、在宅時間が相対的に短い都市部在住の働く女性や、小さな子供を持つ家庭の主婦が中心的なお客様となっております。

当社の関連会社である株式会社ごちまるについては、株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)と当社が平成22年6月に締結した合弁契約に基づいて設立された会社であり、株式会社リクルート(現 株式会社リクルート、の持分比率が60%であるため同社の子会社に該当します。

株式会社ごちまるは、株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)の持つ豊富な顧客データベースを基盤に、当社と同様にインターネットを通じてお客様より注文を受け、食品などを宅配する E C 事業を行っており、販売する商品を当社から仕入れているほか、梱包出荷業務やお客様対応(カスタマーサービス)業務についても、当社が同社より受託しております。

(1) 取り扱い商品について

当社が取り扱う商品は、野菜・果物からなる「青果物」と、冷凍・冷蔵・チルド品、日配品、加工食品、飲料、酒類及び非食品を含む日用品等からなる「加工品等」であり、当社ではそれらの商品を E C 事業のほか乳販店・実店舗などを通じて販売しております。

区分	品目	主な内容
青果物	 野菜・果物	葉菜・果菜(トマト等)・根菜(ジャガイモ等)・豆類・きのこ類・柑
FINE	2 % % %	橘類(みかん等)
	 冷凍・冷蔵・チルド品	冷凍・冷蔵・チルド保存を必要とする肉・魚及びその他お菓子を含む加
		工食品
	日配品	米・パン・めん類・牛乳・卵・納豆
加工品等	加工食品	常温保存の加工食品・調味料
	飲料	ジュース・お茶・ミネラルウオーター
	酒類	日本酒・ビール・ワイン・焼酎
	日用品等	花・本・雑誌・洗剤等の日用品

当社の取り扱い商品における最重要課題は、提供する商品の安全性確保であり、当社では、次のような基準を定めて運営しております。

「青果物]

青果物については、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に適合した「特別栽培農産物」 (注)1及びこれに準じたもののみを取り扱うものとし、加えて栽培管理記録の徹底、産地視察、残留農薬の検査によるさらなる安全性確保に努めております。

[加工品等]

加工品等については、当社が委嘱した食品・料理専門家及び消費者によって構成される「食質監査委員会」(注)2による監査が行われ、原則としてその承認を受けたもののみを商品として取り扱っております。

(注) 1.「特別栽培農産物」とは、農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に規定された「生産の原則」に基づき、次の要件を満たした栽培方法により生産された農産物を言います。

当該農産物の生産過程等における化学合成農薬の使用回数が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に行われている使用回数 (土壌消毒剤、除草剤等の使用回数を含む。)の5割以下であること。

当該農産物の生産過程において使用される化学肥料の窒素成分量が、当該農産物の栽培地が属する地域の同作期において当該農産物について慣行的に使用される化学肥料の窒素成分量の5割以下であること。

2.食質監査委員会は、毎月一回定期的に開催される、食品及び料理の専門家3名と当社のお客様である消費者委員(主婦)3名の計6名から構成された当社内の監査機関です。当委員会は、当社の制定した安全基準をもとに、取り扱い予定の加工品等に化学合成物(合成保存料・合成着色料)が使用されていないこと等を監査しております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故による食品の放射能汚染問題発生を受け、同年3月18日にはいち早く取り扱い商品の放射性物質に関する自主検査を開始いたしました。

その後順次、基準値の見直しや検査機器の導入、検査体制の拡充を図り、現在では、放射性セシウムの数値を精緻に確認できるガンマ線スペクトル分析装置を用いて、青果物・乳製品・卵・鮮魚・生肉の全アイテムについて出荷前の検査を実施し、厚生労働省の定める基準値以下であることを確認しております。

(2) 販売経路(事業区分)について

当社の商品売上はその大半がEC事業によるものであり、当社が直接運営するECサイトである「Oisix(おいしっくす)」を通じて販売しております。

このほか、商品が掲載されたチラシ(簡易なカタログ)を利用して乳販店等を通じて販売するほか、小型の実店舗(2店舗)を通じて販売しております。また株式会社ごちまるへも卸売することで商品を供給しております。

[EC事業 - 食品販売サイト「Oisix (おいしっくす)」]

当サイトは、インターネットを通じて、有機、特別栽培農産物及びこれに準じた野菜や果物を含む青果物、並びに非遺伝子組み換え原料の飼料によって育てられた畜産物、合成保存料・合成着色料不使用の日配品、冷凍・冷蔵・チルド品、加工食品等を含む加工品等を販売するサイトであります。

当社は、生産農家及び食品メーカー等から商品を仕入れており、特に農産物については、原則として青果市場を経由せずに生産地から直接仕入れております。このため商品の最新情報(新着商品・お勧め商品・価格等)はもとより、生産農家のプロフィールなどの紹介が可能となっております。また、取り扱い食材を用いた料理のレシピ、ご利用くださったお客様の声等、お客様が商品を選ぶにあたって有用な情報を提供するとともに、お客様向けのメールマガジンを定期的に発行し、最新の情報を提供しております。

お客様が購入する商品を選択する点に関しては、カタログ等を通じた販売を行う同業各社のサービスが、あらかじめ定められたセット品の購入を原則としているのに対して、当サイトでは掲載された商品の中から好きなものを自由に選択することができることとしております。

商品の配送に関しては、自社にて運営する物流センターに商品の大半を集約し、同センターから宅配便を利用して一部の離島等を除く全国各地に配送しており、同業各社が配達日時を原則として地域毎に特定の曜日・時間帯に限定しているのに対して、当サイトではお届けする曜日・時間帯を幅広く指定することが可能となっております。このほか、一部の完熟品等の鮮度を要求される商品については、産地よりお客様の指定する場所に直接配送、いわゆる産地直送を行っております。

当サイトは、食品の安全性に対する意識が高いことはもとより、在宅時間が相対的に短い都市部在住の働く女性や、小さな子供を持つ家庭の主婦層からの関心が高いことが特徴となっております。

当サイトの主たるサービスである定期宅配サービス「おいっしくすくらぶ」の会員数は平成21年3月末で34,262人、平成22年3月末で40,665人、平成23年3月末で48,803人、平成24年3月末で75,829人、平成25年3月末で73,865人となっております。

[その他事業]

当社は、全国各地の乳販店等と契約し、当該乳販店等を通じた食品宅配サービスを提供しております。取り扱う商品は主として加工食品等でありますが、青果物についても一部取り扱っており、お客様は60代以上の高齢者が中心となっております。

乳販店を通じた販売においては、当社にて作成したチラシを契約先の乳販店等に送付し、乳販店等を通じてチラシが配布されます。その後、チラシを見たお客様より乳販店等へ注文がなされると、乳販店等はそれを取りまとめの上、当社に対して発注を行います。当社は注文を受けた商品を原則として乳販店等へ一括して納入し、乳販店等の配達員を通じてお客様のもとへ商品が届けられます。したがって、最終的なお客様へ商品を直接販売・配達するのは乳販店等であり、当社は商品販売価格から一定のマージン(乳販店等の取り分)を控除した価格で乳販店等へ販売・納入する卸売の形式となっております。

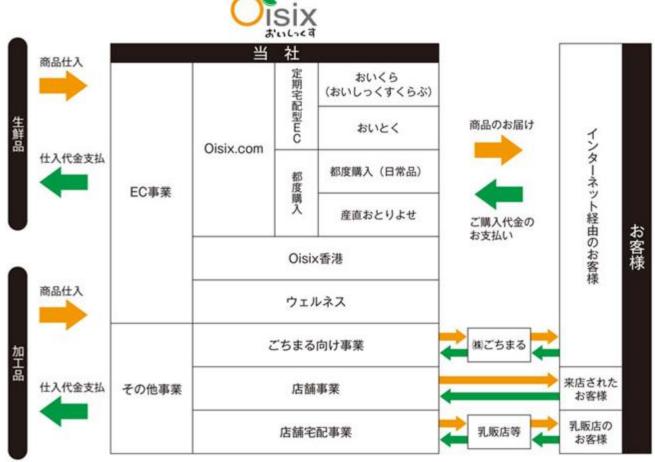
株式会社ごちまるへの卸売については、原則として株式会社ごちまるがそのお客様から注文を受けた商品の全てが同社から当社へ自動発注される形式となっており、同社は原則として在庫を保有しない仕組みとなっています。 当社は同社から梱包出荷業務を受託しており、発注を受けた商品のお客様への出荷が完了すると同時に当社から同社への売上が認識されます。

小型の実店舗(2店舗)は、いずれも東京都内の百貨店・ショッピングセンターにテナントとして出店しております。なお、実店舗で販売されている商品は、原則として全て当社のEC事業と同一の物流センターから供給されており、各実店舗単位での独自の商品調達は行っておりません。

また小型の実店舗以外にも、既存の食品スーパーの青果物売り場の中に、当社の商品の特設コーナーを設置する「Shop In Shop」も展開しております。

以上の事項を事業系統図によって示しますと、次のとおりであります。

[事業系統図]



(注)株式会社ごちまるは、当社の関連会社であります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(関連会社) 株式会社ごちまる	東京都品川区	175,000	インターネットを 通じた食品の販売	40	当社商品の販売 梱包出荷業務ほかの受託 役員の兼任3名

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
163 (234)	34.6	4.6	5,227

- (注)1.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であります。
 - 2.従業員数欄の()は外書きであり、臨時従業員(パートタイマー・アルバイトを含み、派遣社員等を除く)の年間平均雇用人員であります。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 4.セグメント情報の記載を省略しているため、セグメント別の従業員数は記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、東日本大震災後の復興需要関連を背景に緩やかな回復傾向が見られたものの、欧州債務危機問題や新興国の景気減速による世界経済の停滞や、近隣国との関係悪化による経済の影響が懸念される状況が継続いたしました。一方で、年度後半には、デフレ脱却を中心とした政府の経済再生に向けた積極的な取り組みや、それに伴う円安・株高基調への変化など、一部に明るい兆しも見られる状況になってまいりました。

当社の主たる事業領域である安全性に配慮した食品業界を巡る動きとしては、原子力発電所事故に伴う食品の放射能汚染問題を受けた食の安心・安全に関する消費者の意識は、一時期よりは沈静化傾向にあるものの、引き続き高い状況にあります。

E C 業界を巡る動きとしては、大手 E C 事業者や大手流通企業が、相次いでいわゆるネットスーパー事業強化の方針を打ち出すなど、食品 E C の将来性によりいっそう注目が集まっております。また、スマートフォンやタブレット型端末の本格的普及により、E C を取り巻く環境も刻々と変化しております。

このような環境を背景に、当社では、引き続き放射能検査体制の強化など顧客に提供する商品の安全性確保に向けた取り組みを強化するとともに、平成24年6月には神奈川県海老名市にある物流センターを移転と同時に大規模化し、自動化されたピッキング・梱包ラインを導入するなど、業容拡大に対応した設備投資等を実施してまいりました。

また、豊富な潜在顧客データベースを有する事業者との連携強化を模索するなど新規のお客様獲得に注力するほか、定期的に購入されるお客様の解約(離脱)を抑制し、お客様一人当たりの利用額を高めるために、「牛乳飲み放題」などのサービスの導入・改善を実施してまいりました。

併せて、当社がこれまで培った食品ECビジネスにおけるアセットやノウハウをプラットフォーム的に他社に提供することで収益を確保するプラットフォーム事業の育成に取り組んでまいりました。

一方で、プラットフォーム事業の一環として平成23年1月に事業を開始した株式会社リクルートホールディングスとの合弁会社である株式会社ごちまるについては、先行投資的に積極的な営業施策を実施した結果、投資元本の回復には収益構造や回収予定期間をより保守的に見直す必要があるとの認識に至ったため、同社への投資に対する関係会社株式評価損104,938千円を特別損失に計上いたしました。

これらの結果、当事業年度の業績は売上高14,575,971千円(前期比15.6%増)、営業利益733,509千円(前期比26.6%増)、経常利益733,603千円(前期比23.0%増)、当期純利益339,063千円(前期比2.1%増)となりました。

販売経路(事業区分)別の概況は、次のとおりであります。

[E C 事業]

インターネットを通じて食品・食材の販売を行うEC事業においては、主力サービスである定期宅配サービス「おいしっくすくらぶ」会員数が、前々事業年度末(平成23年3月末)の48,803人から前事業年度末(平成24年3月末)には75,829人と大幅に増加したことの反動もあり、当事業年度末(平成25年3月末)においては73,865人と微減となりましたが、期中においてはおおむね74,000人から75,000人前後の水準で推移いたしました。

また、平成24年7月に販売を開始したプライベートブランドの野菜飲料「Vegeel(ベジール)」がヒットするなど、主力の定期宅配サービスである「おいしっくすくらぶ」以外の単品サブスクリプションコマース(定期購買)を強化するとともに、平成25年1月からは「Soup Stock Tokyo」や「DEAN&DELUCA」といった高付加価値ブランド食品の当社運営サイト「Oisix.com」での取り扱いを開始し、お客様の利用単価の向上を図りました。

加えて、花や食品を中心としたギフト商品の強化を目的に、平成23年11月に買収(完全子会社化)した株式会社ウェルネスを平成24年4月1日付で当社に吸収合併したことにより、ウェルネス事業部門の売上高がEC事業の売上高に含まれることとなりました。

これらの結果、当事業年度における E C 事業の売上高は13,286,643千円となり、前期に比べ13.4%の増加となりました。

「その他事業]

その他事業においては、チラシを利用した乳販店等を通じた売上高が、森永乳業株式会社との提携強化により堅調に推移したほか、恵比寿店・二子玉川店の2店舗にて展開している実店舗での売上高も、品揃えの拡充や商品陳列の工夫等を行ったことにより、堅調に推移いたしました。

また、株式会社ウェルネスの吸収合併により引き継いだノベルティ販売等の法人向け事業が、大型案件の獲得等により拡大したほか、当社がほぼ全ての商品を供給している株式会社ごちまるの売上高が増加したことにより、同社向けの商品卸売上や機能提供による受託売上も増加いたしました。

この結果、当事業年度におけるその他事業の売上高は1,289,328千円となり、前期に比べ45.2%増加いたしました。 (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度のキャッシュ・フローについては、営業活動による581,859千円の増加、投資活動による467,950千円の減少、財務活動による956,255千円の増加、現金及び現金同等物に係る換算差額400千円の発生、非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額59,862千円等により、現金及び現金同等物(以下「資金」)は1,070,565千円増加し、期末残高は1,959,136千円(前期比136.4%増)となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動の結果得られた資金は、581,859千円(前期比28,5%増)となりました。

これは主に、税引前当期純利益578,495千円、減価償却費104,149千円、のれん償却額24,472千円、抱合せ株式消滅差損益42,670千円、関係会社株式評価損104,938千円、未収入金の減少額72,111千円、未払金の増加額85,879千円などによる収入及び非現金支出費用・損失と、たな卸資産の増加額52,802千円、法人税等の支払額359,129千円などの支出によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動の結果使用した資金は、467,950千円(前期比11.5%減)となりました。

これは主に、海老名物流センターへの投資等に伴う有形固定資産の取得による支出321,207千円、無形固定資産の取得による支出112,366千円、敷金及び保証金の差入による支出41,407千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動の結果得られた資金は、956,255千円(前年同期は1,744千円の使用)となりました。 これは主に、増資に伴う株式の発行による収入958,062千円によるものであります

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産を行っておりませんので該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社の事業は、最終消費者へ直接販売する小売業であり、当該事業は商品を仕入れてから販売するまでの期間が極めて短期間のため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当社の当事業年度における販売実績を、販売経路(事業区分)別に示すと、以下のとおりであります。

事業区分別	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	前年同期比(%)
E C 事業売上高 (千円)	13,286,643	13.4
その他事業売上高(千円)	1,289,328	45.2
合計 (千円)	14,575,971	15.6

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. その他事業売上高には商品売上のほか、業務受託報酬・広告売上等が含まれております。

3【対処すべき課題】

当社の対処すべき課題は以下のとおりです。

(1) 更なる成長に向けた競争優位の確立

当社の主力事業である E C 事業を取り巻く環境としては、既存流通大手などによるネットスーパーの本格展開や安全性に配慮した食品への取り組み強化など、潜在的な市場規模が拡大する一方で競合も激化する傾向にあります。

このような中、当社としては創業来の主力事業である E C 事業の競争優位確立を最優先課題とし、「サービス価値の向上」や「リーズナブルな価格の実現」等の施策を着実かつスピーディーに実行してまいります。

(サービス価値の向上)

サービス価値の向上の施策としては、当社の強みである野菜・果物等の青果物の美味しさや鮮度の更なる向上に向けた商品調達力の強化に努めるほか、調理に要する時間短縮や料理スキルのレベルに合わせた利便性の高い商品の開発にも取り組んでまいります。

また、よりわかりやすくお買い物していただくためのWebページ・システムの改善や、より楽しくお買い物していただくためのコンテンツの充実にも積極的に取り組んでまいります。

(リーズナブルな価格の実現)

単なる低価格競争に陥ることなく、当社が提供する商品をより納得いく価格でご購入いただくために、商品の企画、調達、仕分け、梱包から配送に至るまでの全ての過程について徹底した効率化を図り、十分な利益率を確保した上で、これまでにないリーズナブルな販売価格の実現を目指してまいります。

(プラットフォーム事業の育成)

当社がこれまで食品 E C 事業を展開してきた過程で培ってきた、食品に特化した三温度帯物流(冷凍・冷蔵・常温での物流)や商品調達、品質管理等に関するアセットやノウハウを、他社に提供する事業を育成することにより、スケール・メリットを確保するとともに収益性の改善にも取り組んでまいります。

(2) 販売チャネルの拡充

当社は創業来、自社運営サイトでの販売を主力としております。一方で、スマートフォンの急速な普及などインターネットへの接続環境は大きく変化しており、当社もこの変化に柔軟に対応する必要があるほか、更なる顧客基盤拡充のために、豊富な顧客データベースを有する他社運営サイトとの提携・交流を積極的に図っていく必要があるものと考えております。

(3) 商品調達と品質管理

お客様のより豊かな食生活の実現という理念に合わせ、より充実した品揃えのための産地・商品の開発に努める ほか、「発注 入荷 保管 出荷 輸送 消費」の各プロセスにおいて取り扱い商材の安全性はもとより、鮮度・ 品質の保持・向上を図るための活動を徹底して行い、品質・サービスの向上を目指します。

特に原子力発電所事故を契機とした食品の安心・安全に関するお客様の関心の高さは継続しており、これに対応した商品調達や、放射性物質に関する検査体制の拡充は引き続き重要課題であることから、農業・漁業を中心とした被災地の食品関連業界の復興支援と併せ、積極的な取り組みを行ってまいります。

(4) 組織体制の整備

当社が今後も高成長を維持し、継続的に企業価値を高めていくためには、事業の規模や質に合わせた優秀な人材の確保、組織体制の整備及び従業員のモチベーションの維持・向上に努めていく必要があるとともに、リスク管理の徹底、内部管理・内部統制体制の整備など、コーポレート・ガバナンスの強化が重要課題であると認識しております。更に、当社事業を取り巻く法規制面の環境変化に対応したコンプライアンス体制の一層の強化にも積極的に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業、経営の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる事項を記載しております。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ビジネスモデルのリスク

当社のビジネスモデルは、環境・健康志向のお客様が増加する中で、有機栽培・特別栽培等による青果や安全性を吟味した加工食品など、お客様が食品スーパーや量販店などの一般的な流通経路では入手しにくい商品を、ECを活用した利便性の高いサービスを通じて、より手軽により多くのお客様に提供することを核としております。お客様の環境・健康志向は今後も拡大し、ECによる商品販売はこれからも十分に伸張していくと推測しておりますが、技術の進歩や流通の革新などにより、一般的な流通経路で安全性や付加価値の高い商品がより安価で販売可能となった場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

食品の E C 市場や宅配事業における競争について

現在のところ、当社は食品に特化したEC事業者として大手の位置にあると認識しておりますが、小規模な事業者まで含めるとECによる食品販売を行う事業者は多数存在します。また多数の会員を有するショッピング・モール型のEC事業者による食品販売への取り組み強化や、既存流通大手等の有力企業においていわゆるネットスーパーを本格的に展開する動きが見られます。今後、EC市場のさらなる拡大に伴い、かかる事業者による食品販売への一層の注力等により、EC市場の食品分野における競合が激化する可能性があります。

また、カタログ等の紙媒体を主力とした通信販売により、有機野菜等の安全性に配慮した食品の定期宅配を行う事業者も複数あり、その中には当社より大規模な事業者も存在しております。当社はインターネットを活用した利便性の高いサービス等によりかかる事業者と差別化した状況にありますが、安全性に配慮した食品をお客様に宅配するという点において、やはり競合があると認識しております。またかかる事業者が当社と同様にインターネットを本格的に活用した販売活動を強化する可能性もあります。

このような環境下において競争が激化した場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

食品の安全性について

当社は、青果物については農林水産省「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」による「特別栽培農産物」及びこれに準じたもののみを取り扱い、加工品等についても「食質監査委員会」などを設け、さらには仕入先メーカーの衛生管理指導を行うなど、その品質・安全性確保に努めております。また平成23年3月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発した食品の放射能汚染問題については、同月より取り扱い商品に関する放射性物質の検査を開始し、その後も放射性物質に関する基準値の変更や検査機器の導入・検査体制の整備を行うなど、お客様により安心して購入していただくための環境整備に努めております。

しかしながら、当社の取り扱い商品について、生産者による農薬使用等に関する表示の偽装や品質に関する虚偽の情報提供などが行われる可能性は否定できません。また食品の放射能汚染問題については、その安全性に関する社会通念上の見解が未だ明確でないことに加え、今後当該問題に関する何らかの法規制が設けられた場合、当該法規制が求める対応等が即時に実施できない可能性があります。

かかる事象が発生した場合、行政機関からの指摘又は処分並びにお客様からのクレーム又は損害賠償等が生じる可能性があり、当社ブランドイメージの失墜や対外的信用力の低下等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

天候悪化による影響について

当社の売上高の約3割を占めている青果物については、取引産地を日本全国各地に分散するとともに、主要品目については原則として複数産地から調達可能な状況とすることにより、特定地域の天候悪化による収穫不能・品質劣化時も別産地から商品の供給ができる体制をとっております。しかしながら、予想以上に天候悪化が長期化・広域化した場合、欠品や品質劣化等の問題の発生などにより、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

季節変動について

当社は、12月におせち料理等の収益性の高い年末商品により売上高・利益が増加する傾向にあるため、通期の業績に占める第3四半期の比重が高くなっております。このため、特定の四半期業績のみをもって当社の通期業績見通しを判断することは困難であり、また第3四半期の業績如何によっては年度の経営成績が影響を受ける可能性があります。

物流業務拠点の集中について

当社では、神奈川県海老名市に自社運営による物流センターを構え、取り扱い商品の検品・保管・仕分・梱包といった物流関連業務を集約しており、全社売上高の約8割から9割をこの物流センターを通してお客様向けに出荷しております。したがって、当該物流センターが自然災害又は火事などにより操業できなくなった場合、在庫の損失や配送遅延、サービス一時停止などといった事態の発生により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

ヤマト運輸株式会社との取引関係について

当社お客様への商品配送は、そのほとんどをヤマト運輸株式会社1社によっております。当社としては同社との良好な取引関係の維持に努めるとともに、代替的な配送業者との関係構築にも努めておりますが、今後、同社からの大幅な配送料の値上げ要請や取引関係の縮小などがあった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

会員数について

当社の主たるサービスである定期宅配サービス「おいっしくすくらぶ」の会員数は平成21年3月末で34,262人、平成22年3月末で40,665人、平成23年3月末で48,803人、平成24年3月末で75,829人、平成25年3月末で73,865人となっております。

この「おいしっくすくらぶ」の会員数の増減は、当社の売上高に大きな影響があることから、当社では新規会員の獲得活動に注力するほか、顧客満足度の向上を通じた退会の抑制にも努めております。

しかしながら、「おいしっくすくらぶ」会員数の拡大に関する施策が計画どおり進捗しなかった場合あるいは 顧客満足度の低下に伴い退会者数が増加するなどした場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があ ります。

システム障害について

当社の食品宅配事業の業務は、Webサイトの管理を始め、受注、発注、仕入、在庫、発送、売上までのほとんどの業務が業務管理システムに依存しております。これらのシステムでは、それぞれ予備系統や予備データの保有機能等の二重化措置やファイヤウォール、ウィルスチェック等、外部からの攻撃を回避するための対策を講じております。しかしながら、想定を超えたアクセスの急激な増加や、コンピュータウィルスの侵入、人為的な破壊行為、又は構築したアプリケーション内の不具合等、様々な要因によって当社のシステムに障害又は問題が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の取り扱いについて

当社は、E C 等による商品の販売に際してお客様の氏名、住所等の申し出を受け、多くの個人情報を保有するため、平成17年4月に施行された「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)に規定する個人情報取扱事業者に該当します。このため、当社は、個人情報にかかる取り組みとして、データの暗号化、厳格なアクセスコントロール、並びに外部機関から定期的にシステム診断を受けること等に努めているほか、情報管理規程・マニュアルを制定し、プログラム作成者の教育訓練及び全社員を対象とした社内教育を徹底しております。また、平成20年6月には、プライバシーマークについての認定を受けるなど、情報管理体制の整備強化に努めております。

しかしながら当該施策に関わらず、当社のお客様などの個人情報が社外に漏洩した場合には、損害賠償や社会的な信用失墜等により当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

技術革新への対応について

当社が事業を展開しているインターネット関連の業界は、新たな技術革新やサービスが次々と登場することが特徴となっており、当社では、それらの技術革新等に伴うサービスモデルの変更や新機能等を当社事業に活用するため、積極的な対応に努めております。

しかしながら、技術革新等への対応が遅れた場合や、システム等に関連する投資額や費用が予想外に増加した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制等について

当社では、特別栽培農産物等の食品販売を行うにあたり、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」、「不当景品類及び不当表示防止法(景表法)」及び「特定商取引に関する法律(特商法)」等の法令による規制を受けております。

当社では、これらの法令等を遵守するための管理体制及び従業員教育を徹底し、コンプライアンス体制の整備に努めております。しかしながら、これらの法令等に抵触した場合、当社のブランドイメージが損なわれることによるお客様からの信頼度の低下が、会員数や購入頻度の減少等を通じて当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があるほか、これらの法令等の改正又は新たな法令等の制定により法的規制が強化された場合には、当社の主要な事業活動に支障を来たす可能性があります。

(3) 事業体制に関するリスク

代表者への依存について

当社の設立の中心人物であり、事業の推進者である代表取締役社長髙島宏平は、経営方針や経営戦略等、当社の事業活動全般において重要な役割を果たしており、同氏に対する当社の依存度は高くなっております。

当社においては、同氏に過度に依存しない経営体制を構築すべく、他の取締役や従業員への権限委譲等を進めておりますが、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難となった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保や育成について

当社では、急激な事業拡大に伴って優秀な人材の確保とその育成が重要な課題となっており、内部での人材育成と抜擢及び外部からの人材登用に努めております。

また、特に物流センターでの出荷関連業務やお客様からの問い合わせ等に対応するカスタマーサービス業務については労働集約的な側面があり、恒常的に多数の従業員を効率的に配置する必要があることから、当社としてはその採用と教育に努めております。

しかしながら、当社の属する市場が今後拡大し、競争が激化すれば、競合他社との人材獲得競争も激化し、当社の人材が外部に流出することや、人材確保に支障をきたすことも想定されます。また、今後急激な受注高の増加などに伴い業務量が急増した場合、出荷関連業務やカスタマーサービス業務の人員不足により効率が低下するなどの事態が発生することも想定されます。このような事態が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

EDINET提出書類 オイシックス株式会社(E27260) 有価証券報告書

- 5 【経営上の重要な契約等】 該当事項はありません。
- 6 【研究開発活動】 該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められる企業会計基準に基づいて作成しております。その作成は、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案して合理的に見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

資産

当事業年度末における総資産の残高は、前事業年度と比較して1,310,700千円増加し、4,712,378千円となりました。

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は3,687,779千円となり、前事業年度末残高2,545,816千円と比較して1,141,963千円増加いたしました。この主な要因は、現金及び預金が1,130,428千円増加したことによるものです。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,024,598千円となり、前事業年度末残高855,861千円と比較して168,737千円増加いたしました。この主な要因は、海老名物流センター新設等による建物が167,975千円、機械及び装置が284,407千円、ソフトウエアが40,871千円、ソフトウエア仮勘定が20,779千円増加するとともに建設仮勘定が137,592千円減少したこと、及び非連結子会社との合併によりのれんが91,773千円増加したこと、非連結子会社との合併や関係会社株式評価損の計上により関係会社株式が314,938千円減少したことによるものです。

負債

当事業年度末の負債は前事業年度と比較して3,716千円増加し、1,874,142千円となりました。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は1,787,697千円となり、前事業年度末残高1,792,116千円と比較して4,418千円減少いたしました。この主な要因は、売上高の増加に伴う当期商品仕入高、荷造運賃発送費、販売促進費などの増加により、買掛金が59,666千円、未払金が104,499千円増加したものの、未払法人税等が133,409千円、未払3消費税が33,577千円、賞与引当金が12,000千円減少したことによるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は86,444千円であり、前事業年度末残高78,309千円と比較して8,134千円増加いたしました。この主な要因は、資産除去債務が22,553千円増加したこと、及び長期前受収益が16,506千円減少したことによるものです。

純資産

当事業年度末における純資産の残高は2,838,235千円であり、前事業年度末残高1,531,252千円と比較して1,306,983千円増加いたしました。この主な要因は、増資により資本金が483,960千円、資本準備金が483,960千円増加したこと、及び当期純利益を339,063千円計上したことによるものです。

(3)経営成績の分析

売上高

当事業年度においては、主力であるEC事業において、単品サブスクリプションコマース(定期購買)を強化するとともに、高付加価値ブランド食品の取り扱いを開始するなどの施策により、売上高が順調に増加いたしました。

この結果、当事業年度における売上高は、14.575.971千円と前事業年度と比較して15.6%の増収となりました。

売上原価、売上総利益

当事業年度における売上原価は、7,580,879円(前期比15.3%増)となりました。これは主に、EC事業における売上拡大に伴い商品仕入が増加したことによるものです。

この結果、当事業年度の売上総利益は、6,995,092千円(前期比15.9%増)となりました。

販売費及び一般管理費、営業利益

当事業年度における販売費及び一般管理費は、6,261,582千円(前期比14.8%増)となりました。これは主に、売上拡大に伴って荷造運賃発送費が増加したことや、顧客数の増加に伴って販売促進費が増加したこと等によるものです。

この結果、当事業年度の営業利益は733,509千円(前期比26.6%増)となり、売上高営業利益率は前期比9.5ポイント上昇し5.0%となりました。

営業外損益、経常利益

当事業年度の営業外損益では、受取補償金9,510千円を主な要因とした営業外収益26,011千円、株式公開費用千15,911円を主な要因とした営業外費用25,917千円を計上いたしました。

この結果、当事業年度における経常利益は733,603千円(前期比23.0%増)となり、売上高経常利益率は前期比6.4ポイント上昇し5.0%となりました。

特別損益、当期純利益

当事業年度の特別損益では、関連会社である株式会社ごちまるの株式にかかる関係会社株式評価損104,938千円を主な要因とした特別損失155,108千円を計上いたしました。

また、当事業年度の法人税等合計は239,431千円となり、平成24年4月1日に吸収合併した株式会社ウェルネスの繰越欠損金を引き継いだことなどから、前事業年度より 9,876千円減少いたしました。

この結果、当事業年度における当期純利益は339,063千円(前期比2.1%増)となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2事業の状況 1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(5) 現状と見通し

今後のわが国経済は、政府の経済再生に向けた積極的な取り組みによる景気回復が期待されますが、デフレ脱却や雇用情勢の改善は道半ばであり、消費マインドが広く好転するには未だ時間を要すると考えられます。

食品EC事業においては、大手EC事業者や大手流通事業者のネットスーパー事業強化の動きが継続しており、食品のネット宅配市場全体の拡大・活性化が見込まれる一方で、競争・競合の激化も予想されます。

このような状況の下、当社では、引き続き、食品小売市場の中でも高い成長が見込まれる高付加価値食品・食材の市場や、ECを活用した食品宅配市場におけるトップ・ブランドとしての地位を確立すること目指してまいります。

具体的には、自社運営サイトである「Oisix.com」を中心に、スマートフォン対応の強化や、忙しくて調理時間がなかなかとれないお客様向けに加工度の高い食材をご提供する「Kit Oisix」の本格開始などにより、既存のお客様を囲い込むと同時に新たなお客様を獲得を図ってまいります。

また株式会社ごちまるで既に開始している、当社がこれまで培った食品 E C ビジネスにおけるアセットやノウハウを活用したプラットフォーム事業の育成・強化にもに取り組んでまいります。

EDINET提出書類 オイシックス株式会社(E27260) 有価証券報告書

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社としては、安心・安全な食品・食材を求める消費者層は今後も引き続き拡大するものと見込んでおり、また利便性の高いインターネットを通じた商取引(EC)も今後とも成長していくと予想されることから、当社の主たる事業である食品宅配事業の成長余力はまだまだ大きいものと考えております。

このような環境の下、当社としては、更なる成長、企業規模の拡大とともに「Oisix」プランドの価値向上を図ることにより、我が国におけるオーガニック系食品業界のリーディング・カンパニーを目指してまいります。このため、中長期的な経営戦略としましては、外部大型ウェブサイトとの提携や積極的な販売促進による更なる新規顧客の開拓のほか、収益性の向上を図るため、お客様の嗜好や属性に合わせたマーケティングの実施による顧客単価の向上や、競合他社と比較した場合のサービスの差別化・競争力強化が重要であると認識しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は433,573千円であり、その主なものは海老名物流センターに係るものが288,748千円、当社グループの事業運営を行うためのソフトウエアの取得並びに開発に係るものが112,274千円となっております。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

						帳簿価額				
事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	建物 (千円)	機械及び 装置 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	有形固定 資産その 他 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	無形固定 資産その 他 (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
本社 (東京都 品川区)	各部門共通	統括業務 施設	38,743	17,395	57,311	11,738	162,455	131,307	418,952	154 (70)
海老名物流 センター (神奈川県 海老名市)	各部門共通	梱包用設 備	161,796	253,515	4,006	0	24,683	0	444,001	9 (164)

- (注)1.上記の金額には消費税等を含めておりません。
 - 2. 従業員数の()は臨時雇用人員を外書にしております。
 - 3. 有形固定資産その他には、車両運搬具、リース資産、建設仮勘定を含んでおります。
 - 4.無形固定資産その他には、商標権、のれん、ソフトウエア仮勘定を含んでおります。
 - 5. 現在休止中の主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

当事業年度末現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

事業所名	セグメントの		投資予	定金額		着手及び	完了予定	完成後の
(所在地)	名称	設備の内容	総額 (千円)	既支払額 (千円)	資金調達方法	着手	完了	増加能力
海老名物流センター (神奈川県海老名市)	各部門共通	オイシックス ステーション 第 2 期工事	230,000	-	自己資金・ 増資資金	平成26.10	平成27.9	12,000箱 / 1日
本社 (東京都品川区)	各部門共通	ソフトウエア開発等	210,000	-	自己資金· 増資資金	平成25.4	平成27.3	業務の効率化 ・省力化及び 売上高増加へ の対応

(2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	17,852,800		
計	17,852,800		

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,468,200	5,468,200	東京証券取引所(マザーズ)	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式 であり、単元株式数は100株で あります。
計	5,468,200	5,468,200	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

旧商法第280条 J 20、第280条 J 21及び第280条 J 27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年3月26日)						
区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)				
新株予約権の数(個)	698	698				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	279,200(注)1、4	279,200(注)1、4				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)2、4	250(注)2、4				
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成30年3月25日まで	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 250 資本組入額 125 (注)4	発行価格 250 資本組入額 125 (注)4				
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左				
代用払込みに関する事項	-	-				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-				

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

- 3.新株予約権の行使条件
 - a)新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役又は従業員の地位にあることを要し、さらに従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。
 - b)新株予約権の割当を受けた時点で当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - c)新株予約権の割当を受けた時点で当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
 - d) 当社株式公開日から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
 - e) その他の条件は、当社株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4. 平成18年11月25日開催の取締役会決議により、平成18年11月26日付で普通株式1株を4株、平成21年6月15日開催の取締役会決議により、平成21年7月1日付で普通株式1株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権

旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)					
区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)			
新株予約権の数(個)	662	662			
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左			
新株予約権の目的となる株式の数(株)	264,800(注)1、4	264,800(注)1、4			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375 (注) 2、4	375(注)2、4			
新株予約権の行使期間	平成19年 6 月29日から 平成32年 6 月27日まで	同左			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 375 資本組入額 188 (注)4	発行価格 375 資本組入額 188 (注)4			
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左			
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左			
代用払込みに関する事項	-	-			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-			

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて 新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株 式の数は適切に調整されるものとする。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

3.新株予約権の行使条件

- a)新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、さらに従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- b)新株予約権の割当を受けた時点で当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- c)新株予約権の割当を受けた時点で当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- d) 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成19年6月29日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- e) 当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結している者、又は当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結している者においては、当社株式公開日から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- f) その他の条件は、当社株主総会及び新株予約権発行又は新株予約権付与の取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4. 平成18年11月25日開催の取締役会決議により、平成18年11月26日付で普通株式1株を4株、平成21年6月15日開催の取締役会決議により、平成21年7月1日付で普通株式1株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

スロス第200元、第200元及び第200元の元に至って元目のに続け、所が正は、次のこのうでのうよう。						
株主総会の特別決議日(平成18年6月27日)						
事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)					
432	432					
-	-					
普通株式	同左					
172,800(注)1、4	172,800(注)1、4					
375 (注) 2、4	375 (注) 2、4					
平成20年 6 月28日から 平成28年 6 月26日まで	同左					
発行価格 375 資本組入額 188 (注)4	発行価格 375 資本組入額 188 (注)4					
(注)3	同左					
取締役会の承認を要します。	同左					
-	-					
-	-					
	議日(平成18年6月27日) 事業年度末現在 (平成25年3月31日) 432 - 普通株式 172,800(注)1、4 375(注)2、4 平成20年6月28日から 平成28年6月26日まで 発行価格 375 資本組入額 188 (注)4 (注)4					

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて 新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株 式の数は適切に調整されるものとする。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

3.新株予約権の行使条件

- a)新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、さらに従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- b)新株予約権の割当を受けた時点で当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- c)新株予約権の割当を受けた時点で当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- d) 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成20年6月29日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- e) 当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結している者、又は当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結している者においては、当社株式公開日から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- f) その他の条件は、当社株主総会及び新株予約権発行又は新株予約権付与の取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4. 平成18年11月25日開催の取締役会決議により、平成18年11月26日付で普通株式1株を4株、平成21年6月15日開催の取締役会決議により、平成21年7月1日付で普通株式1株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成19年6月28日)						
区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)				
新株予約権の数(個)	1,806	1,806				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,600(注)1、4	180,600(注)1、4				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2、4	400(注)2、4				
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日から 平成29年6月30日まで	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200 (注)4	発行価格 400 資本組入額 200 (注)4				
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左				
代用払込みに関する事項	-	-				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-				

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

3.新株予約権の行使条件

- a)新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、さらに従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- b)新株予約権の割当を受けた時点で当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- c)新株予約権の割当を受けた時点で当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- d) 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成21年7月1日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- e) 当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結している者、又は当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結している者においては、当社株式公開日から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- f) その他の条件は、当社株主総会及び新株予約権発行又は新株予約権付与の取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4. 平成21年6月15日開催の取締役会決議により、平成21年7月1日付で普通株式1株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

スロス第200次、第200次及り第200次の元にとうころに同じたがは、次のこのうでのうとからます。						
株主総会の特別決議日(平成20年6月25日)						
区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)				
新株予約権の数(個)	778	778				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	77,800 (注) 1、5	77,800(注)1、5				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400(注)2、5	400(注)2、5				
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 400 資本組入額 200 (注)5	発行価格 400 資本組入額 200 (注)5				
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左				
代用払込みに関する事項	-	-				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左				

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて 新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株 式の数は適切に調整されるものとする。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

3.新株予約権の行使条件

- a)新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、さらに従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定するIndependentないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- b)新株予約権の割当を受けた時点で当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- c)新株予約権の割当を受けた時点で当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- d) 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成21年7月1日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- e) 当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結している者、又は当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結している者においては、当社株式公開日から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- f) その他の条件は、当社株主総会及び新株予約権発行又は新株予約権付与の取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4.組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - a)合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - b)吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

c) 新設分割

新設分割により設立する会社

d) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する会社

e)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5.平成21年6月15日開催の取締役会決議により、平成21年7月1日付で普通株式1株を25株、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

なには対応の水のからのが、						
株主総会の特別決議日(平成23年6月23日)						
事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年 5 月31日)					
8,925	8,925					
-	-					
普通株式	普通株式					
35,700 (注) 1、5	35,700 (注) 1、5					
625(注)2、5	625(注)2、5					
平成25年7月1日から 平成33年6月30日まで	同左					
発行価格 625 資本組入額 313 (注)5	発行価格 625 資本組入額 313 (注)5					
(注)3	同左					
取締役会の承認を要します。	同左					
-	-					
(注)4	同左					
	事業年度末現在 (平成25年3月31日) 8,925 - 普通株式 35,700(注)1、5 625(注)2、5 平成25年7月1日から 平成33年6月30日まで 発行価格 625 資本組入額 313 (注)5 (注)3 取締役会の承認を要します。					

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて 新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株 式の数は適切に調整されるものとする。

2.新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

3.新株予約権の行使条件

- a)新株予約権の割当を受けた時点で当社の取締役、監査役又は従業員であった者は、権利行使時においても当社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、さらに従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定する「12」ないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
- b)新株予約権の割当を受けた時点で当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- c)新株予約権の割当を受けた時点で当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結していた者は、権利行使時においても当社又は当社の関係会社と同種の契約を締結していることを要する。但し、契約が締結されていない場合でも、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- d) 当社の取締役、監査役又は従業員においては、平成21年7月1日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- e) 当社と顧問契約ないしコンサルタント契約等を締結している者、又は当社と業務提携契約及び基本取引契約ないしこれらに準ずる覚書等を締結している者においては、当社株式公開日から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
- f) その他の条件は、当社株主総会及び新株予約権発行又は新株予約権付与の取締役会決議に基づき、当社 と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4.組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - a)合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - b)吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

c)新設分割

新設分割により設立する会社

d) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する会社

e)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

新株予約権

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

A PRODUCTION OF THE PRODUCT CONTROL OF THE PR						
株主総会の特別決議日(平成24年6月21日)						
区分	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)				
新株予約権の数(個)	3,700	3,700				
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-				
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式				
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,800(注)1、5	14,800(注)1、5				
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750 (注) 2、5	750 (注) 2、5				
新株予約権の行使期間	平成26年 7 月 1 日から 平成34年 6 月30日まで	同左				
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375 (注)5	発行価格 750 資本組入額 375 (注)5				
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左				
新株予約権の譲渡に関する事項	取締役会の承認を要します。	同左				
代用払込みに関する事項	-	-				
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左				

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的たる株式の数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で、新株予約権の目的たる株式の数は適切に調整されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2.割当日後に、当社普通株式の株式分割(無償割当を含む。)又は株式併合が行われる場合は、次の算式により払込金額を調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

また、割当日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする事由が生じた場合は、必要かつ合理的な範囲で、払込金額を適切に調整するものとする。

- 3.新株予約権の行使条件
 - a)新株予約権の割当を受けた時点で当社グループの取締役、監査役、従業員又は入社予定者であった者は、権利行使時においても当社グループの取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要し、さらに従業員は権利行使時において、当社人事評価制度に規定する「I2」又は「K3」ないしそれに類する職位以上であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があり、行使する新株予約権の数及び行使時期について当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。
 - b) 当社グループの取締役、監査役又は従業員においては、平成26年7月1日か当社株式公開日のどちらか遅い方から起算して2年間に、新株予約権の各被割当者が行使可能な新株予約権の数は、各総被割当新株予約権数に対し、1年目は30%、2年目は60%を上限とする。この比率を乗ずることにより生ずる1個未満の端数は切り捨てる。
 - c) その他の条件は、本株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 4.組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 当社が組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて次の各号に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - a)合併(当社が消滅する場合に限る) 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - b)吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

c)新設分割

新設分割により設立する会社

d) 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する会社

e)株式移転

株式移転により設立する株式会社

5. 平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株を4株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	発行済株式総		\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	`#	277 - 124 /H A 124	277 - 245 /# A FD	
年月日	数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)	
平成21年7月1日	1,071,168	1,115,800		324,300		79,200	
(注)1	1,071,100	1,115,600	-	324,300	-	79,200	
平成24年 9 月20日	100.000	1,215,800	150.000	474.300	150,000	229.200	
(注)2	100,000	1,215,600	150,000	474,300	150,000	229,200	
平成24年11月12日	3,647,400	4,863,200		474.300		229,200	
(注)3	3,047,400	4,003,200	-	474,300	-	229,200	
平成25年3月12日	500.000	5,363,200	276.000	750.300	276,000	505,200	
(注)4	300,000	5,303,200	270,000	750,300	270,000	505,200	
平成25年3月28日	105,000	5 469 200	57,960	808,260	57,960	563,160	
(注)5	105,000	5,468,200	57,960	000,200	57,960	303,100	

(注)1.株式分割

平成21年6月15日の取締役会決議により、平成21年7月1日付で1株を25株に分割しております。これにより発行済株式総数は1,071,168株増加し、1,115,800株となりました。

2.新株予約権の行使

第6回新株予約権について、平成24年9月20日に行使があり、平成24年9月20日付で株式等が次のとおり増加いたしました。

(1)発行価格 3,000円 (2)資本組入額 1,500円

(3) 行使者 株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)

3. 株式分割

平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式 1 株を 4 株に分割しております。これにより発行済株式数は3,647,400株増加し、4,863,200株となりました。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,200円 引受価額 1,104円 資本組入額 552円 払込金総額 552,000千円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 1,200円 引受価額 1,104円 資本組入額 552円 払込金総額 115,920千円 割当先 みずほ証券㈱

(6)【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

								1 /2/20 1	- 3 / 10 1 口 % 压
	株式の状況 (1単元の株式数 100株)						単元未満株		
区分	政府及び地	金融機関	金融商品	その他の法	外国法	去人等	個人	計	式の状況
	方公共団体	立 代 () ()	取引業者	人	個人以外	個人	その他	FI	(株)
株主数(人)	-	6	15	78	5	5	3,872	3,981	78
所有株式数		4 555	4 004	20, 220	00		24 504	F4 070	4 000
(単元)	-	1,555	1,224	20,228	90	9	31,564	54,670	1,200
所有株式数の割		0.04	0.04	00.00	0.40	0.00	F7. 70	00.00	0.00
合(%)	-	2.84	2.24	36.99	0.16	0.02	57.72	99.98	0.02

(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
高島宏平	東京都港区	999,800	18.28
株式会社リクルートホールディングス	 東京都中央区銀座 8 丁目 4 番17号 	662,000	12.11
シダックスフードサービス株式 会社	 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番3号 	320,000	5.85
アスクル株式会社	東京都江東区豊洲3丁目2番3号	268,800	4.92
株式会社ニッセンホールディン グス	京都府京都市南区西九条院町26番地	214,800	3.93
山佐株式会社	岡山県新見市高尾362番地 1	207,052	3.79
古府裕雅	東京都品川区	182,000	3.33
堤祐輔	東京都目黒区	182,000	3.33
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	87,200	1.59
株式会社ベネッセホールディン グス	 岡山県岡山市北区南方 3 丁目 7 番17号 	77,000	1.41
計	-	3,200,652	58.53

- (注) 1.前事業年度末において主要株主であったGlpbos Fund ,L.P.、双日株式会社及び吉田卓司氏は、当事業年度末 現在では主要株主ではなくなりました。
 - 2.前事業年度末において主要株主でなかったアスクル株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社ベネッセホールディングスは、当事業年度末現在では主要株主になっております。
 - 3.前事業年度末において主要株主であった株式会社リクルートは、平成24年10月1日に株式会社リクルートホールディングスに商号変更しております。

(8)【議決権の状況】 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,467,000	54,670	-
単元未満株式	普通株式 1,200	-	-
発行済株式総数	5,468,200	-	-
総株主の議決権	-	54,670	-

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)	
-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ19の規定、旧商法第280条ノ20、第280条ノ21及び第280条ノ27の規定及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の発行によるものであります。

平成15年3月26日臨時株主総会決議に基づく平成16年3月22日取締役会決議

決議年月日	平成15年 3 月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1及び当社従業員26 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	当社取締役に対し204,400、当社従業員に対し115,600、 合計320,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250 (注) 1
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成18年11月26日付で 1 株を 4 株、平成21年 7 月 1 日付で 1 株を25株、平成24年11月12日付で 1 株を 4 株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されておりますが、上記は調整後の内容です。
 - 2.付与対象者の退職等による新株予約権の失効により、平成25年5月31日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名に対し204,400株、当社従業員13名に対し74,800株となっております。なお、付与決議後に権利を喪失した当社元従業員13名に対する40,800株につきましては消却しております。

平成17年6月28日第8期定時株主総会決議に基づく平成18年2月6日取締役会決議

決議年月日	平成17年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役1及び当社従業員45 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
性式の物(性)	当社取締役に対し182,800、当社従業員に対し137,200、
株式の数(株)	合計320,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375 (注) 1
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成18年11月26日付で 1 株を 4 株、平成21年 7 月 1 日付で 1 株を25株、平成24年11月12日付で 1 株を 4 株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されておりますが、上記は調整後の内容です。
 - 2.付与対象者の退職等による新株予約権の失効により、平成25年5月31日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名に対し182,800株、当社従業員28名に対し82,000株となっております。なお、付与決議後に権利を喪失した当社元従業員17名に対する55,200株につきましては消却しております。

平成18年6月27日第9期定時株主総会決議に基づく平成18年11月20日取締役会決議

一一一一次10年の7月におり新たら休工総会が職に至り	、 1 % 10 平 11/120 日 4 M 及 区 区 K K
決議年月日	平成18年 6 月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1、当社監査役 1、当社従業員16、当社従業 員内定者 8、及び外部アドバイザー 4 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	当社取締役に対し161,200、当社監査役に対し1,200、当 社従業員に対し16,000、当社従業員内定者に対し 15,200、及び外部アドバイザーに対し6,400、合計 200,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	375 (注) 1
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成18年11月26日付で1株を4株、平成21年7月1日付で1株を25株、平成24年11月12日付で1株を4株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されておりますが、上記は調整後の内容です。
 - 2.付与対象者の退職等による新株予約権の失効により、平成25年5月31日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名に対し161,200株、当社監査役1名に対し1,200株、当社従業員9名に対し4,000株、外部アドバイザー1社3名に対し6,400株となっております。なお、付与決議後に権利を喪失した当社元従業員15名に対する27,200株につきましては消却しております。

平成19年6月28日第10期定時株主総会決議に基づく平成20年4月7日取締役会決議

決議年月日	平成19年 6 月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役4、当社従業員60 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
性式の物(性)	当社取締役に対し64,000、当社従業員に対し136,000、
株式の数(株)	合計200,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注) 1
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 平成21年7月1日付で1株を25株、平成24年11月12日付で1株を4株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されておりますが、上記は調整後の内容です。
 - 2.付与対象者の退職等による新株予約権の失効により、平成25年5月31日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役4名に対し144,400株、当社従業員39名に対し35,600株、当社元従業員1名に対し600株となっております。なお、付与決議後に権利を喪失した当社元取締役1名及び当社元従業員19名に対する19,400株につきましては消却しております。

平成20年6月25日第11期定時株主総会決議に基づく平成21年5月7日取締役会決議

1 770-2 1 2 7 3 - 2 7 7 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1 1 1 2 1 2 7 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
決議年月日	平成20年 6 月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員45、当社従業員内定者1 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	当社従業員に対し80,100、当社従業員内定者に対し
1本工(0)数(1本)	200、合計80,300 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	400 (注) 1
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1.平成21年7月1日付で1株を25株、平成24年11月12日付で1株を4株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されておりますが、上記は調整後の内容です。
 - 2.付与対象者の退職等による新株予約権の失効により、平成25年5月31日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社取締役1名に対し45,000株、当社従業員33名に対し32,800株となっております。なお、付与決議後に権利を喪失した当社元従業員12名に対する2,500株につきましては消却しております。

平成23年6月23日第14期定時株主総会決議に基づく平成24年5月2日取締役会決議

決議年月日	平成23年 6 月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員91 (注) 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	当社従業員に対し36,800 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	625 (注) 1
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. 平成24年11月12日付で1株を4株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されておりますが、上記は調整後の内容です。
 - 2.付与対象者の退職等による新株予約権の失効により、平成25年5月31日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員81名に対し31,000株、当社元従業員8名に対し4,700株となっております。なお、付与決議後に権利を喪失した当社元従業員2名に対する1,100株につきましては消却しております。

平成24年6月21日第15期定時株主総会決議に基づく平成24年11月20日取締役会決議

決議年月日	平成24年 6 月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員51、当社従業員内定者11 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の物(株)	当社従業員に対し13,400、当社従業員内定者に対し
株式の数(株)	1,600、合計15,000 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750 (注) 1
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

- (注) 1. 平成24年11月12日付けで 1 株を 4 株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の 行使時の払込金額、発行価格及び資本組入額が調整されておりますが、上記は調整後の内容です。
 - 2.付与対象者の退職等による新株予約権の失効により、平成25年5月31日現在において、付与対象者の区分及び人数は、当社従業員57名に対し13,900株、当社元従業員4名に対し900株となっております。なお、付与決議後に権利を喪失した当社元従業員1名に対する200株につきましては消却しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、創業来、財務体質の強化並びに将来の事業展開に備えるため、配当可能利益を全額内部留保とし、配当を実施しておりません。株主に対する利益還元については経営の最重要課題の一つとして位置付けており、当面は内部留保の充実に注力する方針ですが、事業規模や収益が安定成長段階に入ったと判断された時点で、経営成績・財政状態を勘案しながら、配当による株主への利益還元に努める所存であります。

なお、当社は、剰余金を配当する場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、配当の決定機関は、期末配当及び中間配当のいずれも取締役会である旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年 3 月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	-	-	-	-	4,400
最低(円)	-	-	-	-	2,867

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成25年3月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	-	-	-	-	ı	4,400
最低(円)	-	-	-	-	-	2,867

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成25年3月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	髙島 宏平	昭和48年8月15日生	平成9年5月 有限会社コーヘイ(現当社)設立 代表取締役 平成10年4月 マッキンゼー・アンド・カンパ ニー・インク ジャパン人社 平成12年6月 当社代表取締役社長(現任) 平成22年9月 株式会社ごちまる代表取締役(現 任) 平成23年6月 一般社団法人東の食の会代表理事 (現任) 平成23年6月 一般社団法人教育支援グローバル	(注)3	999,800
取締役	執行役員 EC事業本部 本部長	堤 祐輔	昭和53年3月22日生	基金代表理事(現任) 平成9年6月 有限会社コーヘイ(現当社)入社平成11年10月 当社取締役 平成18年6月 当社取締役 E C 事業部長平成20年7月 当社取締役執行役員 事業本部本部長 平成24年4月 当社取締役執行役員 E C 事業本部本部長(現任)	(注)3	182,000
取締役	執行役員 商品本部、 店舗事業部 担当	古府 裕雅	昭和52年12月17日生	平成10年3月 有限会社コーヘイ(現当社)入社 平成11年6月 当社取締役 平成15年10月 当社取締役 商品開発担当 平成20年7月 当社取締役執行役員 商品開発本部 本部長 平成21年4月 当社取締役執行役員 商品本部本部 長 平成23年10月 当社取締役執行役員 商品本部、デ ザイン部、店舗事業部担当 平成25年2月 当社取締役執行役員 商品本部、店 舗事業部担当(現任)	(注)3	182,000
取締役	執行役員 総合企画本 部本部長	小﨑 宏行	昭和27年10月14日生	昭和50年4月 株式会社ダイエー入社 平成8年6月 同社商品計画本部長 平成15年4月 同社人事本部長 平成18年9月 同社執行役員 平成18年10月 同社取締役 東日本GMS事業担当 平成19年3月 同社取締役 販売担当 平成20年7月 当社入社 顧問 平成20年11月 当社総合企画本部本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員 総合企画本部 本部長(現任)	(注)3	4,000
取締役	執行役員 管理本部本 部長	長谷川 哲也	昭和42年7月24日生	平成4年9月 監査法人朝日新和会計社(現 有限 責任あずさ監査法人)入社 平成5年6月 公認会計士安原誠吾事務所入所 平成8年6月 公認会計士登録 平成13年1月 楽天株式会社入社 財務経理部副部 長 平成17年5月 同社執行役員 経理業務部長 平成18年11月 同社執行役員 経理本部長代行 平成20年3月 当社入社 管理部長 平成20年7月 当社執行役員 管理本部本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員 管理本部本部 長(現任)	(注)3	4,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	花田 光世	昭和23年8月8日生	昭和49年8月 南カリフォルニア大学Laboratory for Organizational Research and Education 研究員 昭和52年9月 カリフォルニア州立大学ロサンゼルス分校社会学部講師 昭和61年4月 産業能率大学教授平成2年3月 慶應義塾大学総合政策学部教授(現任) 平成17年3月 株式会社シーエーシー取締役(現任) 平成19年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 三谷産業株式会社取締役(現任)	(注)3	1,200
取締役	-	牛田 圭一	昭和52年8月16日生	平成13年4月 株式会社ニチレイ入社 平成19年1月 株式会社リクルート(現 株式会社 リクルートホールディングス)入 社 平成25年4月 株式会社リクルートライフスタイ ル 執行役員 ECビジネス推進室 推進室長(現任) 平成25年4月 株式会社ごちまる取締役(現任) 平成25年4月 株式会社やっちゃばマルシェ代表 取締役(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
監査役 (常勤)	-	中村 眞	昭和21年5月31日生	昭和46年4月 株式会社小松製作所入社 平成9年7月 Komatsu America Corp. (米州統括会社)社長 平成13年6月 株式会社小松製作所 執行役員 国際事業本部長 平成14年4月 同社執行役員 E-Komatsu推進本部長 平成16年6月 同社常勤監査役 平成21年10月 当社監査役(現任)	(注) 4	2,400
監査役 (非常勤)	-	中村 儀一	昭和35年10月17日生	昭和58年4月 太田昭和監査法人(現 新日本有限 責任監査法人)入社 昭和63年10月 日本経営計画株式会社入社 平成元年9月 公認会計士登録 平成3年4月 センチュリー監査法人(現 新日本 有限責任監査法人)入社 平成17年1月 税理士登録 平成17年2月 中村公認会計士・税理士事務所開 設 平成17年6月 当社監査役(現任) 平成21年11月 アイビス・コンサルティング株式 会社代表取締役(現任)	(注)4	-
監査役(非常勤)	-	諸江 幸祐	昭和30年7月18日生	昭和54年3月 ジャスコ株式会社(現イオン株式会社)入社 昭和60年11月 野村證券株式会社入社 昭和63年7月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成10年11月 同社マネージング・ディレクター平成20年8月 株式会社いとはんジャパン設立代表取締役(現任)株式会社YUMEキャピタル設立代表取締役(現任)平成20年10月 日本駐車場開発株式会社取締役(現任)平成21年6月 当社監査役(現任)	(注)4	1,200

⁽注)1.取締役 花田光世及び牛田圭一は、社外取締役であります。

^{2.}監査役 中村眞、中村儀一及び諸江幸祐は、社外監査役であります。

EDINET提出書類 オイシックス株式会社(E27260) 有価証券報告書

- 3. 平成25年6月27日就任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 4. 平成25年1月24日就任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
- 5. 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。執行役員は4名で、堤祐輔、古府裕雅、小﨑宏行及び長谷川哲也で構成されております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社ではコーポレート・ガバナンスを経営統治機能と位置付けており、企業価値を継続的に高めていくための不可欠な機能であるとの認識に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化及び充実に努めております。また、株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と意思決定における透明性及び公平性を確保することが極めて重要と考えております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、株主、投資家及び事業パートナーをはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼を得ることも重要な経営課題と認識しております。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ.会社の機関の基本説明

当社は、監査役会設置会社であり、株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る機関は以下のとおりであります。

a . 取締役会

当社の取締役会は取締役7名(うち社外取締役2名)により構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役会で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役会の業務執行状況の監査を行っております。

b . 経営会議

当社は常勤取締役、常勤監査役及び各部門責任者による経営会議を定期的に開催しており、これにより日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化を図っております。

c . 監査役及び監査役会

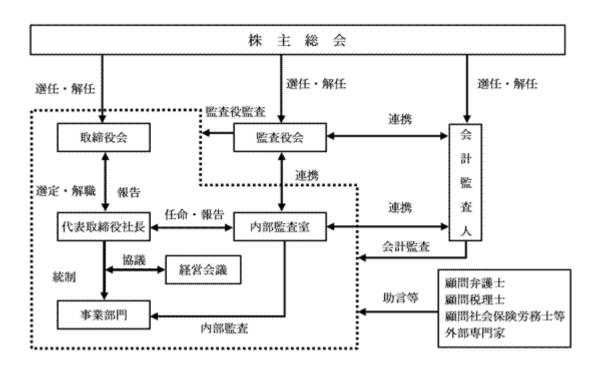
当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。各監査役は、取締役会をはじめとする重要な会議に出席して意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役会は、原則として定例取締役会と同日に開催しております。

d . 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

口.会社の機関・内部統制の関係

本書提出日現在における当社の機関及び内部統制の関係は、以下のとおりです。



八.内部統制システムの整備状況

当社は、平成18年10月30日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制を整備するために、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、その後当該基本方針については適宜見直しを実施しております。

平成24年11月22日開催の取締役会において改定され、現在運用している内容は下記のとおりです。

a.取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当社企業理念の体現者として、法令及び定款並びに社内規程を遵守し、常に社会的良識を持って行動しなければならない。

取締役会は、実効性のある内部統制システムの構築と、全社的なコンプライアンス体制の確立に努めなければならない。

監査役は、会社法の定めるところにより取締役会に出席するほか、取締役が主催する重要な会議に出席し意見を述べることができるものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

法令で定められた情報開示を必要とする重要情報については、速やかに情報を公開する。

取締役の職務執行に係る意思決定過程における稟議書、議事録、その他文書については、文書管理規程に基づき適切な状態にて保存する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失に関するリスク・マネジメントの観点から、各社内規程及びマニュアルにおいて該当する損失の危険の管理について定める。

不測の事態が生じた場合に、役員、使用人全員が適切な行動を行えるように、連絡体制の整備、行動マニュアルの整備を行う。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

毎月1回の取締役会を開催し、法令及び定款並びに取締役会規程に定められた重要事項の決定、業務執行状況の報告を行う。

当社の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、経営会議規程に基づき、常勤取締役及び指名された者により経営会議を開催し議論を行い、業務の執行方針、重要事項の決定を行う。

e . 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業理念を制定し企業活動の根本理念を明確にするとともに、日常的な行動の際の根拠となる社員行動基準を定める。

使用人は、法令及び定款並びに社内規程あるいは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、上司又は管理本部を事務局とする通報窓口に速やかに通報しなければならない。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務全般に対し、コンプライアンスの状況及び業務の手続と内容の 妥当性等について定期的に内部監査を実施し、社長に対しその結果を報告する。

- f.会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制 管理本部長は、当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。 内部監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。
- g.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室 及びその他必要と認める部署より必要と認める人員を、監査役を補助すべき使用人として指名する。
- h . 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された使用人は、補助すべき期間において、監査役の指揮命令の下に行動し、取締役その他監査役以外の者から一切の指揮命令を受けない。また、監査役の職務を補助すべき行為に基づく当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他一切の事項は監査役の協議に基づき決定し、取締役その他監査役以外の者からの独立性を確保する。

i . 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該 事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、監査役から報告の求めがあった場合には、報告する義 務を負う。

監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、経営会議、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約等、業務執行に係る重要な書類を閲覧することができる。

j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はその職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、取締役の職務執行が法令及び定款に準拠して適切に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。 この独立性と権限を確保するために、監査役監査基準において、監査役の権限を明確にするとともに、監査役は、内部監査室、会計監査人、その他必要と認める者と連携して監査を実施し、監査の実効性を確保する。

k.財務報告の適正性を確保するための体制

リスク管理委員会の監督の下、管理本部長を責任者とする内部統制推進プロジェクトチームにより、財務報告の適正性を確保するために有効な内部統制を構築する。

二、内部監査及び監査役監査の状況

a . 内部監査

当社の内部監査は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社の業務運営及び財産管理の実態を、一般に公正妥当な基準をもって客観的な調査・評定するとともに、意見又は方策を各部門に勧告することにより、経営の合理化並びに業務効率の向上に寄与することを目的として実施しております。内部監査は当社の内部監査室が担当しており、その人員は室長1名でありますが、「内部監査規程」に基づき必要に応じて社内の適任者による支援が可能な体制となっております。また、監査役及び会計監査人とも適宜情報交換を行い、内部統制組織の監視及び牽制に努めております。

b.監查役監查

当社は監査機能の充実を図るため、平成19年6月より監査役会を設置しております。監査役会は3名の監査役(常勤監査役1名、非常勤監査役2名)で構成されており、監査役は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

監査役会は、原則月1回の定例監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役会規程に基づき、監査に関する事項について協議、決定を行っております。また各監査役は監査役会で決定された監査方針及び監査計画に従って、取締役会や重要な会議への出席、取締役からの聴取、重要な事業所への往査、重要な決裁書類等の閲覧を通じ、業務監査及び会計監査を実施しております。

また、社外監査役である中村儀一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

c.内部監査、監査役会監査及び会計監査の相互連携

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の実施状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。内部監査室及び監査役と会計監査人の間の情報交換・意見交換については、会計監査人が監査を実施する都度開催される監査講評に内部監査室及び監査役が同席することによって情報の共有を図るとともに、監査上の問題点の有無や今後の課題等について随時意見交換等を行っております。

ホ.会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はなく、また同監査法人は自主的に業務執行社員について当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置を取っております。また当社は、監査が実施される環境を適宜整備するとともに、株主及び投資家にとって有用な会計情報を提供するための会計処理方法・開示方法等の相談等を同監査法人と随時行っております。

当社の平成25年3月期における、業務を執行した公認会計士の氏名及び業務監査に係る補助者の構成については以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名 指定有限責任社員 業務執行社員 平野 洋 指定有限責任社員 業務執行社員 長塚 弦 継続監査年数については7年以内であるため、記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成公認会計士2名、その他5名

リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理及びコンプライアンス体制整備については、リスク管理委員会を中心に実施しております。同委員会は常勤取締役他によって構成され、常勤監査役も常に参加しており、役職員に対するコンプライアンス意識の普及・啓発や法令違反行為等の通報の受付と事実関係の調査等をその任務としております。具体的には月1回定例の会議を開催し、内部通報の有無の確認や、反社会勢力への対応、労務関連の法令遵守状況などコンプライアンスに関連する事項のほか、リスク管理に関する事項、ディスクロージャー(適時開示)に関する事項やいわゆるJ-SOX法への対応状況等について、報告並びに議論を行っております。

また、当社では、公益通報者保護法の趣旨に則り、コンプライアンスの徹底に資することを目的として内部通報制度(「企業倫理ホットライン」という。)を定めております。当社の従業員は、本制度を通じ、公益通報者保護法に定める法令違反及びその他の重大なコンプライアンス違反等の通報対象の事実が生じているか、又は、まさに生じようとしていることを、予め定めた企業倫理ホットライン窓口担当者に通報することができます。また、通報者にはしかるべき保護措置を行うほか、通報された情報等は企業倫理ホットライン窓口担当者よりリスク管理委員会に報告があり、必要な場合、是正措置を行うこととしております。

加えて、全ての当社役職員が遵守すべき規範として「倫理規程」を設け、その普及・啓蒙に努めております。また、個別業務に関するコンプライアンスへの取り組みとして、個人情報保護法、景表法、特商法といった当社業務と関連の深い諸法令の遵守状況の確認や、研修などを通じた法令に関する知識の普及などを行っております。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

社外取締役の花田光世は、慶應義塾大学総合政策学部教授として企業経営全般に関して幅広い知見を有する立場から、監督・提言を行っております。

社外取締役の牛田圭一は、当社の資本提携先であり主要株主である株式会社リクルートホールディングスの子会社である株式会社リクルートライフスタイルの部門責任者として、監督・提言を行っております。

社外監査役の中村眞は、東証一部上場企業の常勤監査役経験者としての豊富な経験と高い見識を活かして、当社の監査体制の充実に努めております。

社外監査役の中村儀一は、公認会計士としての専門知識・経験等を活かして、当社の監査体制の充実に努めております。

社外監査役の諸江幸祐は、証券アナリストとしての専門知識・経験等を活かして、当社の監査体制の充実に努めております。

なお、牛田圭一を除き、中村眞は2,400株、花田光世及び諸江幸祐はそれぞれ1,200株の当社株式を保有しており、また中村儀一は1,200株相当分の当社新株予約権を保有しております。それ以外に社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係等の特別な利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、見識や専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査が遂行できることを個別に判断しております。

社外取締役及び社外監査役と内部統制部門の連携

社外取締役2名は、それぞれ総合企画部門及び管理部門との間で情報交換を行うことで業務の効率性、有効性の向上に、社外監査役3名は、それぞれ管理部門及び内部監査室との間で情報交換を行うことで監査の効率性、有効性の向上に努めております。

役員報酬等の内容

a.役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額	韓	対象となる役員			
区分	(千円)			賞与	退職慰労金	の員数(名)
取締役	05,000	05 003				_
(社外取締役を除く)	95,992	95,992	-	-	-	5
監査役						
(社外監査役を除く)	-	,	-	-	-	-
社外役員	14,721	14,721	-	-	-	4

- (注) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額300,000千円以内、監査役が60,000千円以内であります。
 - b.報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等 報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
 - c.使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 使用人兼務役員が存在しないため該当事項はありません。
 - d. 役員報酬等の額の決定に関する方針
 - ア)取締役の報酬等

取締役の報酬等の額の決定につきましては、役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

イ)監査役の報酬等

監査役の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。

株式の保有状況

イ.投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額 銘柄数 2銘柄 貸借対照表計上額の合計額 86千円

- 口.保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
- (前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

八.保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額該当事項はありません。

取締役の定数

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権を3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a . 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

b. 中間配当制度に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

c . 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(2)【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業	業年度	当事業年度					
監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬				
15,700千円	2,650千円	18,000千円	5,400千円				

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

内部統制報告制度に関する指導助言であります。

(当事業年度)

内部統制報告制度に関する指導助言であります。

【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、当社と同監査法人で協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1.財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3.連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4.財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	828,708	1,959,136
売掛金	1,303,408	1,323,495
商品及び製品	136,227	188,807
原材料及び貯蔵品	2,193	3,888
前渡金	7,353	7,977
前払費用	16,340	31,103
繰延税金資産	76,607	59,398
未収入金	231,588	161,658
その他	2,336	1,949
貸倒引当金	58,948	49,636
流動資産合計	2,545,816	3,687,779
固定資産		
有形固定資産		
建物	58,253	226,229
減価償却累計額	12,337	25,688
建物(純額)	45,915	200,540
機械及び装置	200	284,60°
減価償却累計額	135	13,690
機械及び装置(純額)	64	270,910
車両運搬具	395	39:
減価償却累計額	395	39:
車両運搬具(純額)	0	37.
工具、器具及び備品	95,052	115,932
減価償却累計額	37,743	54,614
工具、器具及び備品(純額)	57,309	61,31
リース資産	7,613	8,550
ガーへ員座 減価償却累計額	5,386	4,52
リース資産(純額)		
	2,226	4,028
建設仮勘定	145,302	7,710
有形固定資産合計	250,817	544,500
無形固定資産		
のれん	-	91,773
商標権	287	25′
ソフトウエア	146,267	187,138
ソフトウエア仮勘定	18,497	39,27
無形固定資産合計	165,052	318,440
投資その他の資産		
投資有価証券	0	80
関係会社株式	338,809	23,87
従業員に対する長期貸付金	1,116	759
繰延税金資産	3,488	5,408
敷金及び保証金	96,577	131,519
投資その他の資産合計	439,991	161,644
固定資産合計	855,861	1,024,598
資産合計	3,401,677	4,712,378

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	825,363	885,029
リース債務	1,650	1,429
未払金	413,413	517,913
未払費用	91,115	99,876
未払法人税等	221,306	87,897
未払消費税等	48,915	15,338
前受金	13,892	23,652
預り金	27,903	28,993
前受収益	16,682	16,682
賞与引当金	12,000	-
ポイント引当金	119,871	110,884
流動負債合計	1,792,116	1,787,697
固定負債		
リース債務	776	2,863
長期前受収益	53,896	37,390
資産除去債務	23,636	46,190
固定負債合計	78,309	86,444
負債合計	1,870,425	1,874,142
純資産の部		
株主資本		
資本金	324,300	808,260
資本剰余金		
資本準備金	79,200	563,160
資本剰余金合計	79,200	563,160
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,127,752	1,466,815
利益剰余金合計	1,127,752	1,466,815
株主資本合計	1,531,252	2,838,235
純資産合計	1,531,252	2,838,235
負債純資産合計	3,401,677	4,712,378

【損益計算書】

(単位:千円)

		(十四:113)
	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
売上高	12,609,711	14,575,971
売上原価		
商品期首たな卸高	105,407	136,227
当期商品仕入高	6,607,152	7,633,460
合計	6,712,559	7,769,687
商品期末たな卸高	136,227	188,807
売上原価	6,576,332	7,580,879
売上総利益	6,033,379	6,995,092
販売費及び一般管理費	5,453,801	6,261,582
営業利益	579,578	733,509
営業外収益		
受取利息	663	204
受取補償金	10,218	9,510
助成金収入	920	3,361
クーポン失効益	4,510	-
その他	5,385	12,934
営業外収益合計	21,697	26,011
営業外費用		
支払利息	70	69
株式公開費用	4,450	15,911
株式交付費	-	9,857
その他	267	79
営業外費用合計	4,787	25,917
経常利益	596,488	733,603
特別損失		
抱合せ株式消滅差損	-	42,670
固定資産除却損	₂ 4,036	2 -
関係会社株式評価損	11,191	104,938
その他	-	7,500
特別損失合計	15,227	155,108
税引前当期純利益	581,260	578,495
法人税、住民税及び事業税	286,936	224,143
法人税等調整額	37,628	15,288
法人税等合計	249,307	239,431
当期純利益	331,953	339,063

(単位:千円)

【株主資本等変動計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 平成23年4月1日 (自 平成24年4月1日 至 平成24年3月31日) 至 平成25年3月31日) 株主資本 資本金 当期首残高 324,300 324,300 当期変動額 483,960 新株の発行 当期変動額合計 483,960 当期末残高 324,300 808,260 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 79,200 79,200 当期変動額 483,960 新株の発行 当期変動額合計 483,960 当期末残高 79,200 563,160 資本剰余金合計 当期首残高 79,200 79,200 当期変動額 新株の発行 483,960 当期変動額合計 483,960 当期末残高 79,200 563,160 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 当期首残高 795,798 1,127,752 当期変動額 当期純利益 331,953 339,063 当期変動額合計 331,953 339,063 当期末残高 1,127,752 1,466,815 利益剰余金合計 当期首残高 795,798 1,127,752 当期変動額 当期純利益 331,953 339,063 当期変動額合計 331,953 339,063 当期末残高 1,127,752 1,466,815 株主資本合計 当期首残高 1,199,298 1,531,252 当期変動額 新株の発行 967,920 当期純利益 331,953 339,063 当期変動額合計 331,953 1,306,983 当期末残高 1,531,252 2,838,235 純資産合計 当期首残高 1,199,298 1,531,252 当期変動額 新株の発行 967,920 当期純利益 331,953 339,063 当期変動額合計 331,953 1,306,983 当期末残高 1,531,252 2,838,235

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	_	
税引前当期純利益	581,260	578,495
減価償却費	56,113	104,149
のれん償却額	-	24,472
抱合せ株式消滅差損益(は益)	-	42,670
貸倒引当金の増減額(は減少)	18,701	12,465
賞与引当金の増減額(は減少)	5,250	12,000
ポイント引当金の増減額(は減少)	65,641	10,919
受取利息及び受取配当金	663	204
支払利息	70	69
株式交付費	-	9,857
関係会社株式評価損	11,191	104,938
売上債権の増減額(は増加)	531,781	24,044
未収入金の増減額(は増加)	105,671	72,111
たな卸資産の増減額(は増加)	31,718	52,802
仕入債務の増減額(は減少)	274,197	30,515
未払金の増減額(は減少)	119,282	85,879
未払費用の増減額(は減少)	32,427	4,886
未払消費税等の増減額(は減少)	29,958	28,324
前受金の増減額(は減少)	2,309	8,397
前受収益の増減額(は減少)	16,506	-
長期前受収益の増減額(は減少)	53,896	16,506
その他	21,014	16,377
小計	617,985	940,886
利息及び配当金の受取額	630	171
利息の支払額	70	69
法人税等の支払額	165,655	359,129
営業活動によるキャッシュ・フロー	452,889	581,859
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	190,856	321,207
無形固定資産の取得による支出	91,212	112,366
貸付金による支出	151,000	-
貸付金の回収による収入	150,319	364
敷金及び保証金の差入による支出	41,544	41,407
敷金及び保証金の回収による収入	5,256	6,665
関係会社株式の取得による支出	210,000	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	529,037	467,950
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,744	1,806
株式の発行による収入	-	958,062
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,744	956,255
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	400
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	77,892	1,070,565
現金及び現金同等物の期首残高	906,601	828,708
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の 増加額	-	59,862
現金及び現金同等物の期末残高	828,708	1,959,136

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 . 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2.たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

- 3. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~31年

機械及び装置 2~12年

工具、器具及び備品 2~15年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5 . 引当金の計上基準
- (1)貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権及び 破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度負担分について、支給見込額基準により計上しております。なお、当事業年度において、賞与制度を廃止したことに伴い、事業年度末の計上額はありません。

(3) ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

6 . キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

NINA ITEM / BEENDERE	がなけられている文法人の文法には他がは出ていたののははがなるのがあります。						
	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)					
 流動資産							
売掛金	48,093千円	34,888千円					
流動負債							
前受収益	- 千円	16,682千円					
固定負債							
長期前受収益	53,896千円	37,390千円					

(損益計算書関係)

1.販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度55%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度45%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	ススログし 並続は外のとの アモのア の ア	
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
販売促進費	712,845千円	759,654千円
荷造運賃発送費	1,739,163	1,875,211
給料手当	555,155	769,877
雑給	499,217	548,656
外注費	263,307	375,193
支払手数料	294,980	339,728
貸倒引当金繰入額	53,070	45,476
賞与引当金繰入額	12,000	-
ポイント引当金繰入額	92,520	55,870
減価償却費	56,113	104,149

2. 固定資産除却損の内容は以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)
建物	1,578千円	- 千円
工具、器具及び備品	66	-
リース資産	86	-
ソフトウエア	2,305	-
計	4,036	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,115,800	-	-	1,115,800
合計	1,115,800	-	-	1,115,800

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の					当事業年度
区分	新株予約権の内訳	目的となる株		当事業	当事業	当事業	末残高
		式の種類	年度期首	年度増加	年度減少	年度末	(千円)
提出会社	平成22年新株予約権	普通株式	200,000	-	-	200,000	-
	ストック・オプションと						
	しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,115,800	4,352,400	-	5,468,200
合計	1,115,800	4,352,400	-	5,468,200

(注)普通株式の発行済株式数の増加4,352,400株は、それぞれ平成24年9月20日、平成25年3月12日、平成25年3月28日を払込期日とした株式の発行705,000株及び平成24年11月12日付で行った株式分割(1:4)による増加3,647,400株であります。

2.新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

		新株予約権の	新株予約	内権の目的と	なる株式の数	数(株)	当事業年度
区分	新株予約権の内訳	目的となる株		当事業	当事業	当事業	末残高
		式の種類	年度期首	年度増加	年度減少	年度末	(千円)
提出会社	平成22年新株予約権	普通株式	200,000	-	200,000	-	-
	ストック・オプションと						
	しての新株予約権	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-	-	-

⁽注) 平成22年新株予約権の当事業年度減少は、新株予約権の行使によるもの100,000株及び新株予約権の償却によるもの100,000株であります。

3.配当に関する事項 該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度	当事業年度	
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日	
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)	
現金及び預金勘定	828,708千円	1,959,136千円	
現金及び現金同等物	828,708	1,959,136	

2. 重要な非資金取引の内容

当事業年度に合併した株式会社ウェルネスより引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。

流動資産	106,000 千円	
固定資産	1,127	
資産合計	107,128	
流動負債	56,044	
負債合計	56,044	

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なため、財務諸表等規則第8条の6の規定により記載を省略しております。

2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
1 年内	970	128,089
1 年超	675	1,019,212
合計	1,645	1,147,302

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。このリスクについては、当社与信管理規程及び与信管理細則に基づき、与信基準を設定し、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことを通じてリスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。これらは、流動性リスクに晒されておりますが、月次単位での支払予定を把握するなどの方法によりリスクの軽減を図っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2参照)。

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	828,708	828,708	-
(2) 売掛金	1,303,408		
貸倒引当金(*)	58,948		
	1,244,460	1,244,460	-
(3) 未収入金	231,588	231,588	-
資産計	2,304,758	2,304,758	-
(1) 買掛金	825,363	825,363	-
(2) 未払金	413,413	413,413	-
負債計	1,238,777	1,238,777	-

(*) 売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,959,136	1,959,136	-
(2) 売掛金	1,323,495		
貸倒引当金(*)	49,636		
	1,273,859	1,273,859	-
(3) 未収入金	161,658	161,658	-
資産計	3,394,654	3,394,654	-
(1) 買掛金	885,029	885,029	-
(2) 未払金	517,913	517,913	-
負債計	1,402,942	1,402,942	-

^(*)売掛金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて普通預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

売掛金は短期間で決済されるため、信用リスク(貸倒引当金)を反映した時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該価額をもって時価としております。

(3) 未収入金

未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

<u>負債</u>

(1) 買掛金(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度	当事業年度	
区刀	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)	
非上場株式	上場株式 0		
関係会社株式	338,809	23,871	

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどが現段階では難しいため、 時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成24年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	828,708	-	-	-
売掛金	1,244,460	-	-	-
未収入金	231,588	-	-	-
合計	2,304,758	-	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,959,136	1	-	-
売掛金	1,273,859	ı	-	-
未収入金	161,658	-	-	-
合計	3,394,654		-	-

(有価証券関係)

1.売買目的有価証券 該当事項はありません。

2.満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式が210,000千円、関連会社株式128,809千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成25年3月31日)

関連会社株式(貸借対照表計上額は関連会社株式23,871千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4.その他有価証券

重要性が乏しいため記載を省略しております。

5.減損処理を行った有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

当事業年度において、有価証券について11,191千円(関連会社株式11,191千円)減損処理を行っております。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価額が著 しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

当事業年度(平成25年3月31日)

当事業年度において、有価証券について104,938千円(関連会社株式104,938千円)減損処理を行っております。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券については、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性等を考慮して減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

当社は、退職給付制度を採用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

- 1.ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名 該当事項はありません。
- 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況
- (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 26名	当社取締役 1名 当社従業員 45名	当社取締役 1名 当社監査役 1名 当社従業員 16名 当社従業員内定者 8名 外部協力者1社・3名
株式の種類別のストック・オ	普通株式 320,000株	普通株式 320,000株	普通株式 200,000株
プションの数 (注)1	(注)2,3,4	(注)2,3,4	(注)2,3,4
付与日	平成16年3月23日	平成18年3月27日	平成18年11月20日
権利確定条件	付与日(平成16年3月23日)以降、権利確定日(平成17年3月31日)まで継続して勤務していることを要する。	付与日(平成18年3月27日)以降、権利確定日(平成19年6月28日)まで継続して勤務していることを要する。	当社取締役、監査役、従業員については、付与日(平成18年11月20日)以降、権利確定日(平成20年6月27日)まで継続して勤務していることを要する。外部協力者については、付与日(平成18年11月20日)以降、権利確定日(平成20年6月27日)まで継続して当社と取引関係にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成16年3月23日 至 平成17年3月31日	自 平成18年3月27日 至 平成19年6月28日	自 平成18年11月20日 至 平成20年6月27日
権利行使期間	自 平成17年4月1日 至 平成30年3月25日	自 平成19年6月29日 至 平成32年6月27日	自 平成20年 6 月28日 至 平成28年 6 月26日

	第4回新株予約権	第5回新株予約権	第7回新株予約権
付上対象者の区へ及びし物	当社取締役 4名	当社従業員 45名	고가(A. A. A. A.
付与対象者の区分及び人数 	当社従業員 60名	当社従業員内定者 1名	当社従業員 91名
株式の種類別のストック・オ	普通株式 200,000株	普通株式 80,300株	普通株式 36,800株
プションの数 (注)1	(注)3,4	(注)3,4	(注)4
付与日	平成20年4月7日	平成21年5月8日	平成24年5月2日
	付与日(平成20年4月7	付与日(平成21年5月8	付与日(平成24年5月2
	日)以降、権利確定日(平	日)以降、権利確定日(平	日)以降、権利確定日(平
権利確定条件	成21年6月30日)まで継続	成22年6月30日)まで継続	成26年5月2日)まで継続
	して勤務していることを要	して勤務していることを要	して勤務していることを要
	する。	する。	する。
计会类的多数即即	自 平成20年4月7日	自 平成21年5月8日	自 平成24年5月2日
対象勤務期間 	至 平成21年6月30日	至 平成22年6月30日	至 平成26年5月2日
佐利(5) 佐田田 (3) C	自 平成21年7月1日	自 平成22年7月1日	自 平成26年5月3日
権利行使期間 (注)5 	至 平成29年6月30日	至 平成30年6月30日	至 平成33年6月30日

	第8回新株予約権	
 付与対象者の区分及び人数	当社従業員 51名	
門与対象省の区ガ及び八数	当社従業員内定者 11名	
株式の種類別のストック・オ	普通株式 15,000株	
プションの数 (注)1	(注)4	
付与日	平成24年11月20日	
	付与日(平成24年11月20	
	日)以降、権利確定日(平	
権利確定条件	成26年11月20日)まで継続	
	して勤務していることを要	
	する。	
计会类的多数相目	自 平成24年11月20日	
対象勤務期間 	至 平成26年11月20日	
佐利(5) 佐田田 (3) C	自 平成26年11月21日	
権利行使期間 (注)5 	至 平成34年6月30日	

- (注)1.株式数に換算して記載しております。
- (注) 2. 平成18年11月26日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- (注) 3. 平成21年7月1日付で1株につき25株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- (注) 4. 平成24年11月12日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- (注)5.権利行使期間は新株予約権割当契約書に定められた期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利確定前 (株)					
(注)1,2,3					
前事業年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後(株)					
(注)1,2,3					
前事業年度末	295,200	312,800	189,200	200,000	80,300
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	16,000	48,000	16,400	19,400	2,500
未行使残	279,200	264,800	172,800	180,600	77,800

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前(株)		
(注)1,2,3		
前事業年度末	-	-
付与	36,800	15,000
失効	1,100	200
権利確定	-	-
未確定残	35,700	14,800
権利確定後(株)		
(注)1,2,3		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

- (注) 1. 平成18年11月26日付で 1 株につき 4 株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- (注)2.平成21年7月1日付で1株につき25株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
- (注)3.平成24年11月12日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権
権利行使価格(円)	250	375	375	400	400
(注)1,2,3	230	373	3/3	400	400
行使時平均株価(円)	-	-	-	ı	ı
付与日における公正な評価単価					
(円)	-	-	-	-	-

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格(円) (注)1,2,3	625	750
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

- (注) 1.平成18年11月26日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。
- (注) 2. 平成21年7月1日付で1株につき25株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。
- (注) 3. 平成24年11月12日付で1株につき4株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の権利行使価格を記載しております。
 - 3.ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積もり方法を単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4 . ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の各事業年度末における本源的価値の合計額及び各事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 各事業年度末における本源的価値の合計額

	前事業年度末 (平成24年3月31日)	当事業年度末 (平成25年3月31日)
本源的価値の合計額	_	1,472,335
(千円)		,,,,,,,,,

前事業年度及び当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
繰延税金資産		
ポイント引当金	45,563千円	42,147千円
賞与引当金	4,561	-
貸倒引当金	2,140	4,630
未払事業税	17,406	9,109
未払事業所税	1,183	1,441
未払費用	3,785	647
資産除去債務	8,424	16,462
関連会社株式	3,988	41,388
その他	3,581	3,554
小計	90,633	119,382
評価性引当額	5,057	41,388
繰延税金資産合計	85,576	77,994
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	5,480	13,187
繰延税金負債合計	5,480	13,187
繰延税金資産の純額	80,095	64,806

2 . 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度	当事業年度
	(平成24年3月31日)	(平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
住民税均等割	0.2	1.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修 正	1.0	-
合併による引継繰越欠損金	-	8.9
のれん償却額	-	1.6
抱合せ株式消滅差損	-	2.8
評価性引当額	1.0	6.9
その他	0.3	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.9	41.4

(337374374443)		
	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	128,809	23,871
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	59,450	23,871
持分法を適用した場合の投資損失の金額(千円)	53,303	35,579

(企業結合等関係)

共通支配下の取引

当社は、平成24年4月1日付で当社の完全子会社である株式会社ウェルネスを吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称:株式会社ウェルネス

事業の内容:生花を中心としたオンラインギフトショップの運営

企業結合日 平成24年4月1日

企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社ウェルネス(当社の子会社)を消滅会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

オイシックス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

当社の産地直送ビジネスとの連携を強化することにより、一層の業務効率化を図ることを目的としております。

合併により引き継いだ資産・負債の額

平成24年4月1日時点

資	産	f	負債
項目	帳簿価額 (千円)	項目	帳簿価額 (千円)
流動資産	106,000	流動負債	56,044
固定資産	1,127		
合計	107,128	合計	56,044

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社及び海老名物流センターの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年~31年と見積もり、割引率は、1.24%~2.18%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

八一的天庄的名员为少师员。			
	前事業年度	当事業年度	
	(自 平成23年4月1日	(自 平成24年4月1日	
	至 平成24年3月31日)	至 平成25年3月31日)	
期首残高	20,931千円	23,636千円	
有形固定資産の取得に伴う増加額	2,335	28,662	
時の経過による調整額	368	707	
資産除去債務の履行による減少額	-	6,815	
期末残高	23,636	46,190	

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は消費者向けに主に食品の宅配を行うEC事業とその他事業から構成されておりますが、EC事業の売上高、営業利益及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計、営業利益及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えているため、EC事業以外の事業について重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

【関連情報】

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3.主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

平成24年4月1日付で完全子会社であった株式会社ウェルネスを吸収合併したことに伴い、EC事業において、のれんが116,245千円発生しております。これにより、のれんの当期償却額は24,472千円、当期末残高は91,773千円となっております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	13358 (2) (1 1 1 1 2 1 1 3 1 1 2 1 1 3 1 1 2 1 3 1 2 1 3 1 3									
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社 サェルネ ス	東京都品川区	95,000	オンライ ンギフト ショップ の運営	(所有) 直接 100	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸 付 1 利息の受 取 1 増資の引 受 2	150,000 456 170,000		
関連会	株式会社 ごちまる	東京都品川区	175,000	インター ネットを 通じた食 品の販売	(所有) 直接 40	当社商品の 販売 システムの 貸与 役員の兼任	当社商品の 販売 3 当社開発シ ステムの貸 与 3	242,041 10,050	売掛金 前受収益 長期前受 収益	48,093 16,506 53,896

- (注) 1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 1 株式会社ウェルネスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。
 - 2 株式会社ウェルネスが行った株主割当増資を全額引き受けたものであり、直近の取引額面から算出した発行価額(1株当たり50,000円)により引き受けたものであります。
 - 3 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

	13% (A 1 m = 1 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m = 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m = 1 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m = 1 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m = 1 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m = 1 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m = 1 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m = 1 1 / 3) A 2 1 m = 1 2 / 3 (A 1 m =									
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	株式会社ごちまる	東京都品川区	175,000	インター ネットを 通じた食 品の販売	(所有) 直接 40	当社商品の 販売 システムの 貸与 役員の兼任	当社商品の 販売 3 当社開発シ ステムの貸 与 3	341,180 15,720	売掛金 前受収益 長期前受 収益	34,888 16,682 37,390

- (注)1.上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 - 2.取引条件及び取引条件の決定方針等 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
 - 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1)親会社情報 該当事項はありません。
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1 株当たり純資産額	343.08円	519.04円
1 株当たり当期純利益金額	74.38円	72.09円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	71.40円

- (注) 1.前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当 社株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 - 2.当社は、平成24年10月25日開催の取締役会決議により、平成24年11月12日付で普通株式1株につき4株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
 - 3.1株当たり純資産額及び、1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

(1) 1株当たり純資産額

()	() · Produce a mossification				
		前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当事業年度 (平成25年 3 月31日)		
貸借対照表の純資産の部の合計 額	(千円)	1,531,252	2,838,235		
純資産の部の合計額から控除す る金額	(千円)	-	-		
普通株式に係る期末の純資産額	(千円)	1,531,252	2,838,235		
普通株式の発行済株式数	(株)	4,463,200	5,468,200		
普通株式の自己株式数	(株)	•	•		
1株当たり純資産額の算定に用 いられた普通株式の数	(株)	4,463,200	5,468,200		

(2) 1株当たり当期純利益金額

		前事業年度 (自 平成23年4月1日	当事業年度 (自 平成24年4月1日
	(千円)	至 平成24年3月31日) 331,953	至 平成25年3月31日) 339,063
当別派や皿 普通株主に帰属しない金額		331,333	333,003
	(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益	(千円)	331,953	339,063
普通株式の期中平均株式数	(株)	4,463,200	4,703,255
		新株予約権6種類(新株予約	
	*大块一个田林	権の数6,796個)	
希薄化効果を有しないため、消		これらの詳細は、「第4提出	
後1株当たり当期純利益金額	の昇正に含	会社の状況 1 株式等の状況	
めなかった潜在株式の概要 		(2)新株予約権等の状況」	
		に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額(千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額(千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	58,253	174,721	6,745	226,229	25,688	20,096	200,540
機械及び装置	200	284,407	-	284,607	13,696	13,560	270,910
車両運搬具	395	-	-	395	395	-	0
工具、器具及び備品	95,052	23,618	2,738	115,932	54,614	18,235	61,317
リース資産	7,613	4,096	3,153	8,556	4,527	1,664	4,028
建設仮勘定	145,302	266,006	403,599	7,710	-	-	7,710
有形固定資産計	306,816	752,850	416,237	643,430	98,923	53,556	544,506
無形固定資産							
のれん	-	116,245	-	116,245	24,472	24,472	91,773
商標権	300	-	-	300	42	30	257
ソフトウエア	218,462	93,044	720	310,787	123,648	50,592	187,138
ソフトウエア仮勘定	18,497	110,116	89,337	39,277	-	-	39,277
無形固定資産計	237,260	319,407	90,057	466,610	148,163	75,095	318,446

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建物海老名サンインテルネット32号センター新設171,753千円機械及び装置海老名サンインテルネット32号センター新設284,407千円建設仮勘定海老名サンインテルネット32号センター新設258,296千円

2. 当期増加額には、株式会社ウェルネスとの合併による増加額が、次のとおり含まれております。

工具、器具及び備品1,336千円のれん116,245千円ソフトウエア2,150千円

【借入金等明細表】

リース債務の金額が負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第125条の規定により記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	58,948	52,786	60,839	1,258	49,636
賞与引当金	12,000	-	12,000	-	-
ポイント引当金	119,871	57,802	66,789	-	110,884

⁽注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による取崩額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ.現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	668
預金	
普通預金	1,958,468
小計	1,958,468
合計	1,959,136

口.売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
森永乳業株式会社	51,995
株式会社ごちまる	34,332
株式会社三越伊勢丹	18,313
株式会社東急百貨店	17,597
株式会社東急ストア	7,169
その他(注)	1,194,086
合計	1,323,495

(注) 主たる相手先は個人顧客でありますが、1件当たりの金額が少額であるため、その他の金額が売掛金全体の多く を占めております。

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)		
					(A) + (D)		
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) × 100	2		
(,	(-)	(-)	(- /	(A) + (B)	(B)		
					365		
1,303,408	16,944,000	16,923,913	1,323,495	92.7	28.3		

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八.商品及び製品

品目	金額 (千円)
商品	
冷凍・冷蔵・チルド	82,344
飲料・酒類	46,757
加工食品	40,145
青果	8,481
日用品等	6,528
日配品	4,550
合計	188,807

二.原材料及び貯蔵品

品目	金額 (千円)
貯蔵品	
梱包資材	3,804
印紙・切手	84
合計	3,888

ホ. 未収入金

相手先	金額 (千円)
ウェルネット株式会社	76,888
株式会社ジャックス	27,671
SMBCファイナンスサービス株式会社	12,675
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	10,472
三井住友カード株式会社	9,198
その他	24,751
合計	161,658

流動負債

イ.買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社マルタ	94,417
よつ葉乳業株式会社	42,733
キッコーマン飲料株式会社	31,060
株式会社生産者連合デコポン	16,475
グローバル・ビジョン株式会社	16,183
その他	684,159
合計	885,029

口.未払金

相手先	金額 (千円)
ヤマト運輸株式会社	310,514
サンインテルネット株式会社	25,762
レンゴー株式会社	15,171
株式会社東和キャスト	8,335
リンクシェアジャパン株式会社	6,956
その他	151,172
合計	517,913

八.未払法人税等

区分	金額(千円)
法人税	50,642
事業税	24,019
住民税	13,235
合計	87,897

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

コチネー及にのけるローバの情報の				
(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	6,864,458	11,198,964	14,575,971
税引前四半期(当期)純利益		263,435	523,866	578,495
金額(千円)	-	203,433	323,000	370,493
四半期(当期)純利益金額		192,619	352,658	339,063
(千円)	-	192,019	332,036	339,003
1株当たり四半期(当期)純		42.93	76.45	72.09
利益金額(円)	-	42.93	70.45	72.09

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1 株当たり四半期純利益金額	-	9.03	32.91	2.50
(円)				

- (注) 1. 当社は、平成25年3月13日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、事業年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2、第3四半期会計期間及び当第2、第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。
 - 2.当社は、平成24年11月12日付で株式1株につき4株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

* 1	
事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
	三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
	三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
	電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他やむを得な
公告掲載方法	い事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
	公告掲載URL(http://www.oisix.com)
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書(有償一般募集増資及び売出し)及びその添付書類 平成25年2月7日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成25年2月8日、平成25年2月22日及び平成25年3月4日関東財務局長に提出。 平成25年2月7日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

EDINET提出書類 オイシックス株式会社(E27260) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

オイシックス株式会社 取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 平野 洋

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 長塚 弦

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオイシックス株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オイシックス株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オイシックス株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、オイシックス株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRL データ自体は含まれておりません。